

## 災害応急対策共通スケジュール

### 1 計画の方針

風水害の災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。さらに、応急収容、必要な生活支援（食料、飲料水、燃料等の供給）を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。

このほか、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

被災地の時間・空間は有限の資源であるため、風水害発生前後の各段階に応じた作業の優先順位を、市民も防災関係機関も共に理解し、行動しなければならない。

風水害発生前後の各段階において優先的に実行又は着手すべき主な業務を時系列的に示すと次のとおりである。

#### (1) 豪雨・暴風等により災害発生が予測される段階

- 気象警報の伝達
- 災害警戒本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立
- 防災関係機関職員の緊急参集（勤務時間外の場合）
- 水防警報の発令、河川等の警戒監視強化
- 住民避難情報の収集
- ア 高齢者等避難の発表
  - (ア) 指定避難所の開設準備（施設の安全確認、管理・運営職員の派遣）
  - (イ) 避難行動要支援者の所在確認、避難所等への移動
  - (ウ) 一般住民の避難準備
  - (エ) 児童・生徒の安全確保
- イ 避難指示等
  - (ア) 一般住民の移動避難、避難所への収容
  - (イ) 避難所備蓄物資による対応
  - (ウ) 避難者の状況把握
  - (エ) 残留住民の移動避難、建物上層階等への垂直避難

#### (2) 豪雨・暴風等による災害の発生中（破堤氾濫、浸水等）

- 災害対策本部の設置
- 被害情報の収集
- 胎内市長等の緊急アピール
- 水防活動等被害拡大防止活動の実施
- 自衛隊等の派遣要請、広域応援の要請
- 公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送

- 交通規制の実施
- 胎内市ボランティアセンターの設置
- 避難所への避難者の概数及び食料品必要量の把握
- 避難所等への食料・生活必需品の輸送
- 避難所等への仮設トイレの設置
- 被災地への救護所の設置
- 避難所での要配慮者支援対策の実施

(3) 避難指示等の解除から 24 時間以内

- 災害救助法の適用
- 通信途絶地域への仮設通信設備設置
- 胎内市等の被害状況の把握
- 被災地外からの医療救護班の派遣（必要に応じて）
- 避難所外避難者の状況の把握
- ボランティアの受付開始
- 義援金の受付

(4) 避難指示等の解除から 3 日以内

- ライフライン、公共土木施設等の被災状況調査と応急措置
- 健康相談の実施
- 浸水地域の消毒・感染症予防対策の実施
- 断水地域への給水車による給水
- ボランティアの作業開始

## 2 災害応急対策各業務の実施時期

防災関係機関は、災害応急対策の各業務が相互に深く関連していることを理解し、他の業務との整合に留意して効率的な実施を図る。本計画の災害応急対策の全業務の時系列的進行目標を、参考までに別表に示す。

災害応急対策タイムスケジュール  
【風水害等対策編】

卷之三

災害応急対策タイムスケジュール  
【風水警等対策編】

箇 名	高齢者等避難 用具の処理計 画	避難指示等	浸水・暴風雨による被 告 発 生 中	避難指示等 用具	避難後1日以内	居候2日以内	事後~週間以内	事後3ヶ月以内
30 通告物の処理計 画	通告物の提出・回 答	通告物の提出・回 答	通告物の提出・回 答	通告物の提出・回 答	通告物の提出・回 答	通告物の提出・回 答	通告物の提出・回 答	通告物の提出・回 答
31 通行の実施・規 制・里親計画	通行の実施・規 制・里親計画	通行の実施・規 制・里親計画	通行の実施・規 制・里親計画	通行の実施・規 制・里親計画	通行の実施・規 制・里親計画	通行の実施・規 制・里親計画	通行の実施・規 制・里親計画	通行の実施・規 制・里親計画
32 犬猫等動物の保護	犬猫等動物の保護	犬猫等動物の保護	犬猫等動物の保護	犬猫等動物の保護	犬猫等動物の保護	犬猫等動物の保護	犬猫等動物の保護	犬猫等動物の保護
33 災害時の救護	避難準備情報の放送	避難指示等の放送	被災状況の把握	被災状況の把握	被災状況の把握	被災状況の把握	被災状況の把握	被災状況の把握
34 公衆避難所の確保	公衆避難所の確保	公衆避難所の確保	被災状況の把握	被災状況の把握	被災状況の把握	被災状況の把握	被災状況の把握	被災状況の把握
35 電力供給会社の対 策	電力供給会社の対 策	電力供給会社の対 策	被災状況の把握	被災状況の把握	被災状況の把握	被災状況の把握	被災状況の把握	被災状況の把握
36 カス供給会社の対 策	カス供給会社の対 策	カス供給会社の対 策	被災状況の把握	被災状況の把握	被災状況の把握	被災状況の把握	被災状況の把握	被災状況の把握
37 総合・上級避 難対策	総合・上級避 難対策	総合・上級避 難対策	被災状況の把握	被災状況の把握	被災状況の把握	被災状況の把握	被災状況の把握	被災状況の把握
38 下水道施設等の 対策	下水道施設等の 対策	下水道施設等の 対策	被災状況の把握	被災状況の把握	被災状況の把握	被災状況の把握	被災状況の把握	被災状況の把握
39 工事用大造営施 設の対策	工事用大造営施 設の対策	工事用大造営施 設の対策	被災状況の把握	被災状況の把握	被災状況の把握	被災状況の把握	被災状況の把握	被災状況の把握
40 損失物等能認定 対策	損失物等能認定 対策	損失物等能認定 対策	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査
41 逃げ・出で・入 り・出での危機 対策	逃げ・出で・入 り・出での危機 対策	逃げ・出で・入 り・出での危機 対策	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査
42 洪水・内涝施設 の応急対策	洪水・内涝施設 の応急対策	洪水・内涝施設 の応急対策	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査
43 空港の応急対策	空港の応急対策	空港の応急対策	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査
44 給食事業者の応 急対策	給食事業者の応 急対策	給食事業者の応 急対策	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査
45 土砂災害危険箇 所の警戒	土砂災害危険箇 所の警戒	土砂災害危険箇 所の警戒	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査
46 災害応急対策	災害応急対策	災害応急対策	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査
47 洪水区域の警戒	洪水区域の警戒	洪水区域の警戒	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査
48 対策	対策	対策	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査
49 腹地・海岸用施 設の応急対策	腹地・海岸用施 設の応急対策	腹地・海岸用施 設の応急対策	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査
50 広域住宅用施 設の応急対策	広域住宅用施 設の応急対策	広域住宅用施 設の応急対策	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査
51 ポランティアの受 入れ計画	ポランティアの受 入れ計画	ポランティアの受 入れ計画	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査
52 災害金の受け 取り計画	災害金の受け 取り計画	災害金の受け 取り計画	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査
53 災害情報対策	災害情報対策	災害情報対策	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査
54 災害抑制法によ る抑制	災害抑制法によ る抑制	災害抑制法によ る抑制	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査	現地調査

## 第1節 災害対策本部の組織・運営計画

### 1 計画の方針

災害対策基本法、胎内市災害対策本部条例等の定めるところにより、胎内市災害対策本部の組織、運営等について定める。

### 2 胎内市の活動体制

胎内市は、胎内市の区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災機関として、関係法令、新潟県地域防災計画及び胎内市地域防災計画の定めるところにより、新潟県、他の市町村、指定地方行政機関、胎内市内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を發揮し災害応急対策を行う。

#### (1) 組織及び活動体制

胎内市長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておく。

#### (2) 胎内市災害対策本部の設置又は廃止の新潟県等への報告

胎内市長は、胎内市災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を新潟県総合防災情報システムにより、県（危機対策課）へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。

#### (3) 本部（本部室）の設置場所

本部（本部室）は、本庁舎2階大会議室に設置する。

本部が被害を受けた場合は、産業文化会館又は黒川支所とする。

#### (3) 災害救助法が適用された場合の体制

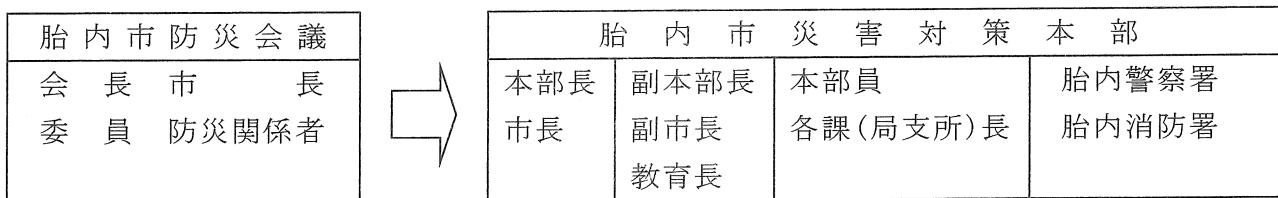
胎内市長は、胎内市に災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行する。

#### (4) 勤務時間外における体制の整備

胎内市長は、休日及び夜間等の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておく。

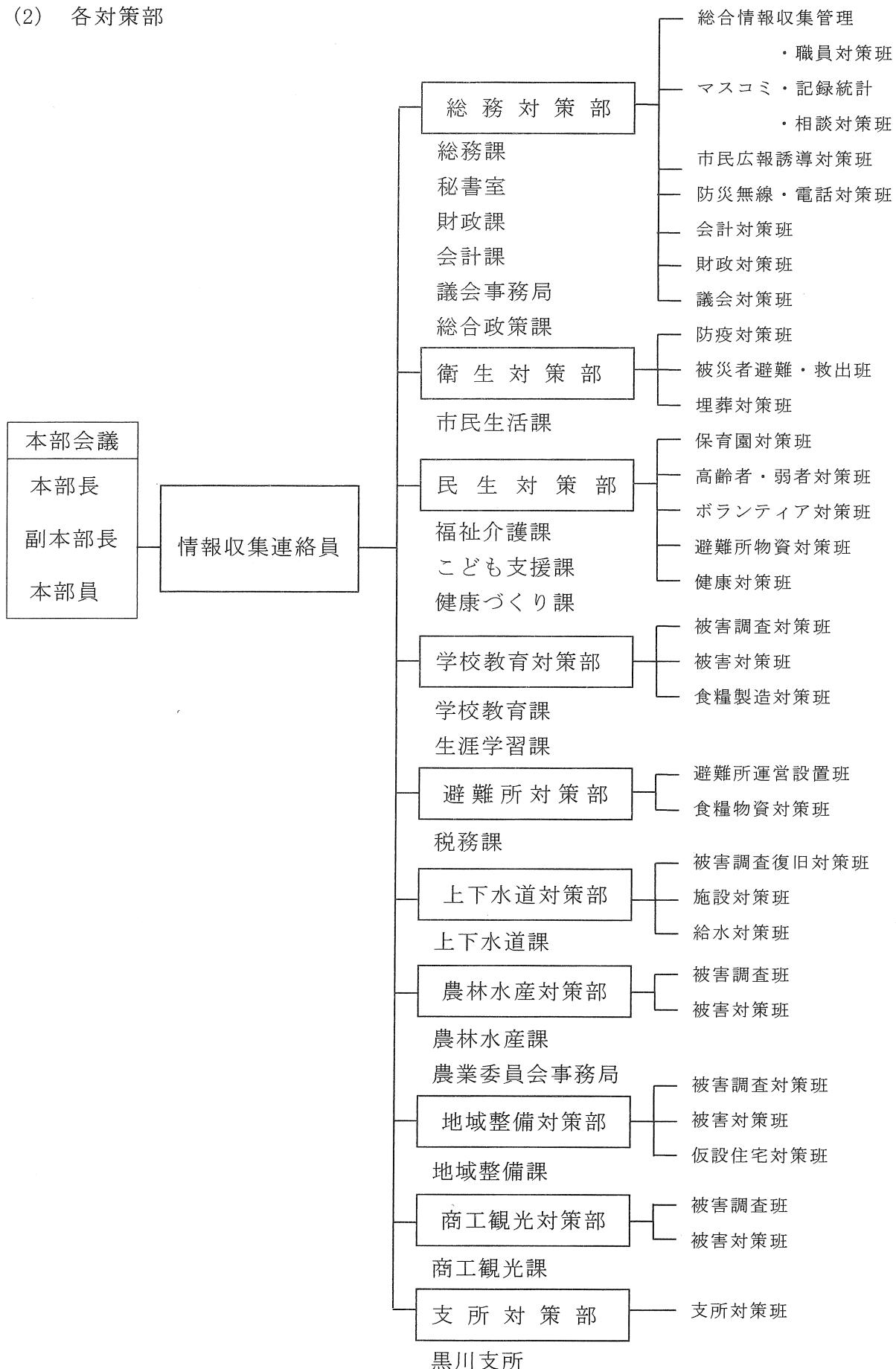
### 3 胎内市災害対策本部全体組織図

#### (1) 胎内市災害対策本部の組織図



各 対 策 部

(2) 各対策部



#### 4 胎内市災害対策本部の組織等

##### (1) 胎内市災害対策本部の組織及び会議

- ア 対策本部（以下「本部」という。）には、本部長、副本部長及び各対策部長、副部長を置く。
- イ 市長を本部長、副市長・教育長を副本部長とし、課（局）長を対策部長・副部長とする。
- ウ 本部長の下に対策本部会議（以下「本部会議」という。）を置く。本部会議は、本部長、副本部長、及び各対策部長、副部長をもって構成し、災害応急対策の実施、その他防災に関する重要事項について協議する。
- エ 各対策部に班を置き、それぞれ各関係係長をその長にあてる。

##### (2) 分掌事務等

- ア 本部の組織は次のとおりとし、分掌事務は、別記一1に定めるとおりとする。

① 総務対策部	総務課 秘書室 総合政策課 財政課 会計課 議会事務局
② 衛生対策部	市民生活課
③ 民生対策部	福祉介護課 子ども支援課 健康づくり課
④ 学校教育対策部	学校教育課 生涯学習課
⑤ 避難所対策部	税務課
⑥ 上下水道対策部	上下水道課
⑦ 農林水産対策部	農林水産課 農業委員会事務局
⑧ 地域整備対策部	地域整備課
⑨ 商工観光対策部	商工観光課
⑩ 支所対策部	黒川支所

- イ 各対策部長は、分掌事務を処理するため、あらかじめ担当者を定めておく。

- ウ 本部長、副本部長、対策部長、副部長、班長、その他職員は、災害対策活動に従事するとき腕章を帶用する。

#### 5 警戒本部

##### (1) 設置

- ア 副本部長が風水害による警戒本部が必要と判断した場合は、速やかに設置する。
- イ 名称は「○○○警戒本部」とする。
- ウ 設置者は、副本部長又は本部員とし参集者は第一次配備並びに関係各課で対応する。  
(必要に応じて応援要請する。)
- エ 設置場所は、3階総務課内とする。
- オ 警戒本部を設置又は廃止した場合は関係方面に周知する。

##### (2) 廃止

- ア 災害対策本部が設置された場合。
- イ 被害が軽微又は発生せず、災害応急対策の必要がないことを確認した場合。
- ウ その他必要がなくなったと副本部長が判断した場合。

## 6 胎内市災害対策本部設置基準及び設置場所

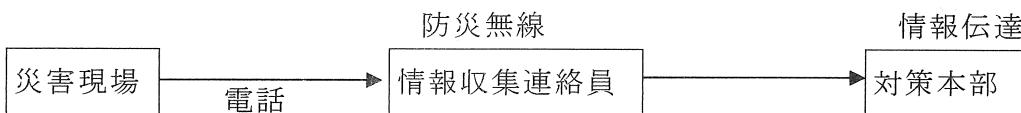
### (1) 本部の設置及び閉鎖の基準

- ア 本部は、胎内市内で、風水害等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、全庁的な対応が必要であると認められる場合において、本部長が必要と認めたとき設置する。
- イ 本部は、災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと認めるとき閉鎖する。

### (2) 本部の場所及び情報収集連絡員

- ア 本部を大会議室に置く。
- イ 本部室には、「胎内市災害対策本部」の標示をする。
- ウ 本部室には、情報収集連絡員として総務対策部の総合情報収集管理、職員対策班と防災無線電話対策班を置く。
- エ 情報収集連絡員は、災害に関する情報を収集し逐次本部に報告する。

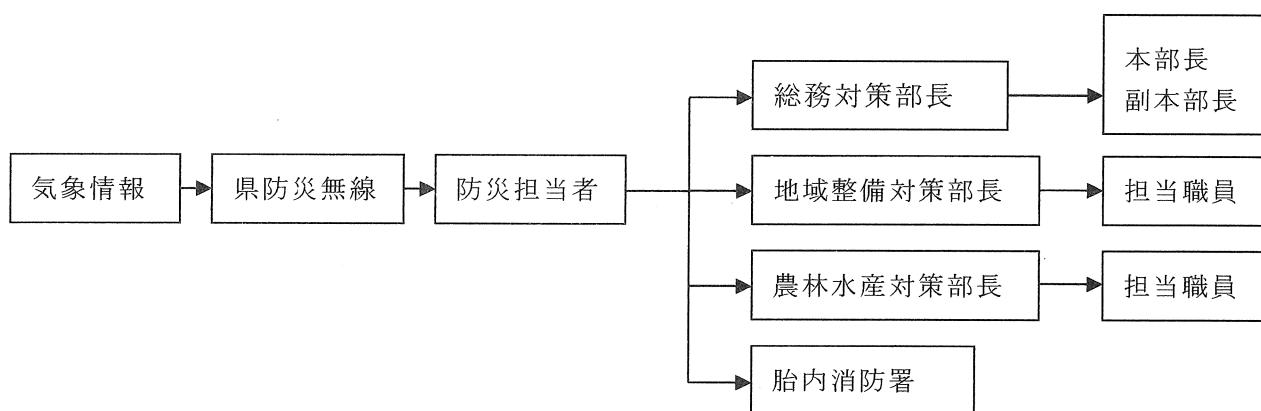
情報収集系統図



### (3) 本部開設前の措置

- ア 総務対策部長は、予警報又は情報等により災害の発生するおそれがあると予想されるときは、本部開設前に次の事項について措置する。
- ① 予警報、情報の収集及び連絡調整
  - ② 各対策部との連絡調整
- イ 休日又は勤務時間外において警報又は異常な情報の受理をした防災担当者（交通防災係）は通報連絡系統に基づき直ちに総務対策部長等に通報して指示を受けなければならない。

警報発令時の連絡系統図



### (4) 本部を設置又は廃止した場合の防災関係機関への通知等

本部を設置又は廃止したときは、総務対策部は、市、府内はもちろん関係の指定地方

行政機関の長、新潟県知事、新潟県関係出先機関の長、関係ある指定公共機関の長、胎内警察署長、隣接市町村ならびに一般住民に対して適切なる方法をもって、報告又は周知させる。

(5) 配備体制の基準、編成計画等

- ア 本部は、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な配備体制を整える。
- イ 配備体制の種別、内容等の基準については、第2節に示す。
- ウ 職員の連絡体制については、各対策部で緊密な体制のもとに周知しておく。

(6) 職員の招集

職員の招集については、おおむね次のとおりとする。

- ア 本部長は、災害及び事故が発生したとき、各対策部長・副部長に職員の招集を命令する。
- イ 各対策部長、副部長、班長の招集は携帯電話等により招集する。
- ウ 本部長の招集命令に各対策部長・副部長は、班長を通じ職員を招集する。
- エ 職員は、招集されたら直ちに役所並びに特別に定められた場所へ集合する。
- オ 職員の招集については、各対策部で電話を使用するが、電話不通時の連絡体制も考慮しておく。
- カ 職員は、登庁に際し災害の規模により道路事情等を勘案し、自家用車及び自転車並びに最悪の状態では、徒歩等でも登庁できる体制を考慮する。
- キ 就業時で突発的な災害の招集については、次のとおりとする。
  - (ア) 庁内放送で、本部会議を招集する。
  - (イ) 各対策部長・副部長は、即時大会議室に集合し本部長の指示を受ける。
  - (ウ) 職員は、指定されている各対策部の集合場所に待機し班長の指示を待つ。

別記一 1

災害対策本部の分掌事務

部名	班 名	分 掌 事 務
総務対策部	第1班 総合情報収集・職員対策班	1 災害対策本部の設置・廃止の検討に関すること。 2 災害応急対策に関すること。 3 現地対策本部の設置に関すること。 4 避難指示等に関すること。 5 災害応急要請に関すること。 6 自衛隊の災害派遣要請等に関すること。 7 防災関係機関との合同会議の招集に関すること。 8 避難所の開設等に関すること。 9 災害救助法と激甚災害救助法の申請に関すること。 10 国、県への要望に関すること。 11 災害対策本部会議の開催に関すること。 12 被害状況の収集に関すること。 13 気象等の情報収集及び伝達に関すること。 14 災害速報の報告に関すること。 15 避難者数及び避難所の開設状況等の把握に関すること。 16 収集情報の分析に関すること。 17 区長その他関係機関と連絡調整に関すること。 18 災害時の郵送に関すること。 19 他市町村の応援要請を部長と協議に関すること。 20 職員の配備体制に関すること。 21 本部職員等の保健衛生・食料・寝具等の確保に関すること。 22 被害応援職員の受入、身分取扱等に関すること。 23 災害が長期化の場合を想定し、職員の交代等に関すること。 24 災害時の郵便等に関すること。
	第2班 マスコミ・記録統計・相談対策班	1 報道機関への被害情報提供に関すること。 2 市長による住民への呼びかけ及び対応方針説明に関すること。 3 生活関連情報の提供に関すること。 4 報道機関への緊急報道要請に関すること。 5 災害広報紙に関すること。 6 報道機関からの照会対応に関すること。 7 ホームページを活用した各種情報提供に関すること。 8 外国人への情報提供について。 9 写真等による情報の収集及び記録対応に関すること。
	第3班 市民広報誘導対	1 被害状況を収集し、避難指示等の措置について部長と協議すること。

	策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 避難指示等が発令されたら避難所を確認し、避難指示等範囲の広報をするとともに、区長及び消防団と協力し誘導すること。</li> <li>3 市民の被害相談所の開設。</li> <li>4 安否情報に関すること。</li> <li>5 庁用車使用台帳を整理し、常時使用中の車両を把握すること。</li> </ul>
総務対策部	第4班 防災無線・電話対応班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害用通信施設の機能確保に関すること。</li> <li>2 通信業者等外部団体との通信にかかる連携に関すること。</li> <li>3 傍受した災害被害状況のとりまとめに関すること。</li> <li>4 入手した情報は、総務対策部長に逐次報告する。</li> <li>5 本庁対策本部に、災害情報が一目でわかるよう地図及び紙面に箇条書し、掲載すること。（地図掲示板を本部会議内に掲示する。）</li> <li>6 電力、電話の被害の応急復旧に関すること。</li> </ul>
	第5班 会計対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害義援金のとりまとめ。</li> <li>2 災害関係費用の支払い等。</li> <li>3 各部の連絡調整。</li> </ul>
	第6班 財政対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策の予算について本部長と協議すること。</li> <li>2 義援金等財政支援に関し、取りまとめ本部長に報告すること。</li> <li>3 災害弔慰金、災害障害見舞金、及び災害援護資金について調整すること。</li> <li>4 予算措置方針の策定をし、本部長に付議して、関係対策部長に指示をすること。</li> <li>5 義援金の受付をすること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 義援金品の配分は、被害状況確定後本部長の決定により配分すること。</li> <li>② 配分計画は、被災地区、被災人員及び世帯、被災の状況等勘案の上、世帯及び人員を単位として民生対策部において立案すること。</li> <li>③ 寄託された義援金については、被災者に配布するまでの間、会計管理者名義の普通預金口座に預金すること。</li> <li>④ 義援品の保管については、市民その他から直接寄託されたもの、新潟県及び日赤から配分を受けた物資も併せて公民館に保管する。ただし、災害の状況によっては、その他の倉庫に臨時の集積所を定め保管すること。</li> <li>⑤ 義援金品の受払等の帳簿その他この計画に定めるものを除き、必要な事項は、生活必需品給（貸）与計画を準用すること。</li> </ul> </li> <li>6 各対策部の災害対策経費について取りまとめること。</li> <li>7 管理施設の被害調査・応急措置を行う。</li> </ul>
	第7班 議会対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 議会に対する災害情報の連絡に関すること。</li> <li>2 被災地への視察・慰問・激励等に関すること。</li> </ul>

	3 本部長が命ずる他部への応援協力。
衛生対策部	1 災害現場に配備し、死傷者の情報収集し部長に報告すること。 2 防疫に関し、必要な資機材及び薬剤を手配し消毒班を編成すること。 3 健康福祉環境部と協議し、防疫及び衛生指導の協力を要請し実施すること。 4 避難所開設後、便所その他不潔な場所の消毒を行い、以後避難所管理者等の協力を得て適宜実施すること。 5 浸水家屋、下水その他不潔な場所の消毒を行い、又は消毒薬を配布して自主的に消毒するよう指導すること。 6 班長は、検病検査、伝染病患者の隔離等防疫班の能力では、実施困難な防疫活動の必要を認めた場合、又は消毒班のみでは消毒その他の活動が十分実施できない場合は、部長と協議し、本部長に報告、本部長は健康福祉環境部を通じ県本部長（県知事）に協力を要請すること。 7 ゴミ処理及びし尿処理対策について、関係機関と協議し対策を講ずること。 8 長期化が予想される時は、他町村或いは県外からの応援を要請すること。
	1 災害現場に配備し、避難、救出者の情報を収集し部長に報告すること。 2 避難、救出者の搬送車を確保すること。 3 傷病者収容・医療対策班と緊密な連携体制を取り、搬送には万全な体制を取るものとする。 4 被災者の避難所について、関係機関と協議し対策を講ずること。
	1 死体収容について、埋葬許可書を発行すること。 2 納棺を発注すること。 3 死体処理表及び遺留品処理表を作成のうえ、納棺に氏名及び番号を記載した「氏名札」を添付すること。 4 死体処理表によって整理のうえ引き渡すこと。 5 死体収容所を設営する、原則として付近の公共施設、寺院等に開設するものとし、死体収容のため適当な既存建物がない場合はテント、幕張等を設備すること。 6 火葬に付する場合は、災害死体送付兼焼骨処理表を作成し火葬場に送付すること。 7 遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理表を付し保管所に送付すること。 8 死体多数のため火葬場で処理しえないときは、死体収容所その他適当な場所に仮埋葬すること。

		<p>9 仮埋葬死体は、適当な時期に発掘して火葬に付すること。</p> <p>10 仮埋葬は、個別埋葬を原則とするが、不能の場合は合葬すること。</p>
民 生 対 策 部	第1班 保育園対策班	<p>時間内 保育係・各保育園で対応</p> <p>1 園児をいち早く安全な場所に避難させること。</p> <p>2 人員を把握し、部長に報告すること。</p> <p>3 園児の父兄に連絡し、帰宅してもらうこと。</p> <p>4 父兄に連絡の取れない園児については、近くの避難所に収容し、父兄への連絡に遗漏のないようにすること。</p> <p>5 傷病者の状況を把握し、部長に報告し、医療機関へ収容する手配をすること。</p> <p>6 施設の被害状況を把握し、部長に報告し応急復旧対策を協議すること。</p> <p>7 園児全員の避難が完了したら、部長に連絡し、今後の業務について指示を受けること。</p> <p>時間外は、福祉課に集合</p> <p>8 各保育園関係者は、福祉課に集合し、部長の指示を受けること。</p>
	第2班 高齢者・弱者対策	<p>1 社会福祉協議会職員と協力し、一人暮らし及び寝たきり老人の被害状況並びに傷病者の情報収集をすること。(介護保険係と連携をとる事)</p> <p>2 傷病者の収容する医療機関に連絡し、収容計画を協議すること。</p> <p>3 一人暮らし老人の住宅等の被害状況を収集し、応急復旧対策を協議すること。</p> <p>4 避難場所を確保し、人員搬送者の手配をすること。</p> <p>5 避難所に収容し、人員を把握すること。</p> <p>6 避難所へ寝たきり老人を収容するにあたり、万全の体制で対応すること。</p>
	第3班 ボランティア対策	<p>1 社会福祉協議会との連絡調整すること。</p> <p>2 ボランティア団体と連絡調整すること。</p> <p>3 ボランティア名簿を作成し、各対策部と協議すること。</p> <p>4 ボランティア交代要員を確保し、順次交代できる体制を作成すること。</p> <p>5 ボランティア要員の食糧を確保すること。</p> <p>6 ボランティア要員の宿泊施設及び寝具の手配をすること。</p> <p>7 赤十字との連絡調整。</p>
	第4班 避難所物資対策班	<p>1 避難所設置運営対策班と避難の人員と食糧状態について協議すること。</p> <p>2 物資搬送車を確保すること。</p> <p>3 避難人数・期間等の対策を早急に講ずること。</p> <p>4 米穀業組合及びJ.Aに連絡し、米穀を確保すること。</p>

民 生 対 策 部		5 関係店舗に連絡し、麺類・調整粉乳、副食品・寝具類・衣服類を確保すること。 6 確保した物品等を台帳に整理すること。 7 他市町村からの救援物資の収受をすること。 8 ボランティア隊の支援を受け、人員の割り振りをすること。
	第5班 健康対策班	1 避難者の健康管理に関する事。 2 傷病者収容、医療対策を講ずること。 3 仮設浴場等に関する事。 4 避難所設置対策部との調整。 5 災害現場に配備し、傷病者の情報を収集し部長に報告すること。 6 医療救護活動に医師の手配をすること。 7 傷病者の搬送計画を作成し、実施すること。 8 消防署と連絡を緊密にし、医療機関の手配をすること。 9 多数のけが人が発生した場合は、緊急診療所を開設し、医師の手配をすること。 10 緊急診療所内で、医師の医療ができやすいように手伝いをすること。 11 関係店舗に連絡し、医薬品の手配をすること。 12 傷病者の避難所について、関係機関と協議し対策を講ずること。
	第1班 被害調査班	1 教育施設の被害状況を収集し部長に報告すること。 2 各学校長につきの事項について報告を求める事。 (1) 児童、生徒の被害状況 (2) 職員の被害状況 (3) 教材器具等の被害状況 3 文化財施設等の被害調査及び応急手当に関する事。 4 文化財等の被害調査に関する事。
	第2班 被害対策班	1 学校施設が避難所となるため、施設の開放を学校長に要請すること。 2 仮設校舎等の建設計画を作成し、部長及び本部長に報告し協議すること。 3 学用品を喪失又は破損し、就学上支障ある児童、生徒に対し被害の実情に応じ、教材等の支給計画を学校長と協議すること。 4 文化財等の応急手当に関する事。
	第3班 食糧製造対策班	1 機械等施設の安全を確認し確保すること。 2 避難所物資対策班と連絡を緊密にし、食糧等の製造を行うこと。 3 炊き出し等を避難物資対策班に連絡し、整理簿に記入すること。 4 日本赤十字社に応援要請すること。 5 ボランティア隊の支援を受け、人員の割り振りをすること。
	第1班	1 避難所に責任者を配備し、人員等を把握して部長に報告すること

避難所対策部	避難所運営設置班	<p>と。</p> <p>2 炊き出し等食糧の手配をすること。</p> <p>3 長期化する場合を想定し、食糧、寝具等の必需品の手配をすること。</p> <p>4 市役所との連絡体制（電話不通時は、その他の手段又車等交通手段）を準備すること。</p> <p>5 冬期間においては、暖房を考慮しストーブ及び燃料の確保すること。</p> <p>6 避難者の班編成をし、班長との連絡体制を整備すること。</p> <p>7 避難所責任者の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 炊き出しその他による食品給与用物品の収受について整理すること。</li> <li>② 災害救助法の規定に基づく給食者名簿を整理すること。</li> <li>③ 炊き出し給与簿の整理をすること。</li> <li>④ 物品等受け扱いについて整理すること。</li> <li>⑤ 燃料及び消耗品の受け扱いについて整理すること。</li> <li>⑥ 避難物資対策班と連絡を密にし、救援物資に遗漏のないようすること。</li> </ul>
	第2班 食糧物資対策班	<p>1 食糧等の不足を確認すること。</p> <p>2 物資搬送車を確保すること。</p> <p>3 炊き出しと副食品等を整理し、不足している避難所に振り分けること。</p> <p>4 食料品の救援物資を振り分け整理簿に記入し、不足している避難所に振り分けること。</p> <p>5 炊き出しや食糧等の搬送。また、搬送した物品等は輸送記録簿に記入し整理すること。</p> <p>6 ボランティア隊の支援を受け、人員の割り振りをすること。</p>
上下水道対策部	第1班 被害調査・復旧対策班	<p>1 現場活動に、総務課防災無線を使用し情報を本部に連絡すること。</p> <p>2 緊急調査、応急調査、本復旧のための調査を行い、下水道施設の災害被害状況を収集し、部長に報告すること。</p> <p>3 下水道管亀裂発見の場合は、緊急に部長と協議し対策を講ずること。また、付近住民にトイレの使用を厳重に禁止することを広報すること。</p> <p>4 水道施設の被害状況を収集し、部長に報告すること。</p> <p>5 飲料水断水地区を調査し、部長に報告すること。</p> <p>6 水道施設の復旧対策を部長と協議し、対策を講ずること。</p> <p>7 下水道施設の災害応急対策を関係機関及び団体と協議し対策を講ずること。</p>

上 下		8 他市町村の応援要請を部長と協議し対策を講ずること。 9 緊急復旧対策、応急復旧、本復旧を部長及び本部会議と協議すること。 10 災害現場では、消防署、消防団との協力体制をとり復旧対策を講ずること。 11 仮設トイレを手配し、下水道使用不能地区に配備すること。 12 可搬式の排水ポンプ及び土工器材、作業用具を手配し、復旧対策を講ずること。
	第2班 施設対策班	1 緊急調査、応急調査、本復旧のための調査を行い、浄化センター施設の災害被害状況を収集し、部長に報告すること。 2 浄化センターに職員を配備し、部長と復旧対策の協議をすること。 3 浄化センター施設に被害が発生した場合は、緊急に部長と協議し対策を講ずること。 4 下水道施設の災害応急対策を関係機関及び団体と協議し対策を講ずること。 5 他市町村の応援要請を部長と協議し対策を講ずること。 6 緊急復旧対策、応急復旧、本復旧を部長及び本部会議と協議すること。
水 道 対 策 部	第3班 給水対策班	1 飲料水の輸送供給及び給水応援受入れ処理に関すること。
	第1班 被害調査班	1 農林漁業施設及び農林水産物等の被害状況を収集し、部長に報告すること。 2 交通途絶箇所及び回路の調査を実施し、本部に逐次報告すること。 3 農林漁業等の被害状況を関係機関及び団体に報告し、協議すること。
農 林 水 産 対 策 部	第2班 被害対策班	1 緊急復旧対策を部長及び本部会議と協議すること。 2 農林漁業施設の災害復旧を関係機関及び団体と協議し対策を講ずること。 3 災害現場では、消防署、消防団との協力体制をとり復旧対策を講ずること。 4 他市町村の応援要請を部長と協議し対策を講ずること。
	第1班 被害調査班	1 建築物・道路及び橋梁等土木施設の災害被害状況を収集し、部長に報告すること。 2 河川等、水防関係の被害状況を収集し部長に報告すること。 3 交通途絶箇所及び回路の調査を実施し、本部に逐次報告すること。
地 域 整 備 対 策	第2班	1 道路及び橋梁等、土木施設の災害被害状況に応じ復旧対策を部長

部	被害対策班	<p>と協議し対策を講ずること。</p> <p>2 建築物の倒壊等で、通行ができない箇所の排除計画を部長と協議し対策を講ずること。</p> <p>3 排除作業で出た排材等を処理する場所を確保すること。</p> <p>4 応急復旧作業にあたっては、胎内市建設業者の協力を得て行う。</p> <p>5 被害の状況により応急修理が出来ない場合は、警察署等関係機関と連携をとり、通行止め若しくは標識等必要な措置を講ずること。</p> <p>6 上下水道、電気、ガス、電話等道路専用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者に連絡し、復旧対策を要請する。</p> <p>7 緊急復旧対策を部長及び本部会議と協議すること。</p> <p>8 災害現場では、消防署、消防団との協力体制をとり復旧対策を講ずること。</p> <p>9 被災建物の危険度判定に関すること。</p>
地 域 整 備 対 策 部	第3班 仮設住宅対策班	<p>1 風水害等のため住家が滅失又は破損し、住家を得られない市民を収容するため、応急仮設住宅の建設計画を作成し、部長及び本部長と協議すること。</p> <p>(1) 設置主体</p> <p>応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用後は県が行い、市はこれに協力すること。ただし、災害救助法が適用されない場合その他で本部長（市長）が特に必要と認めた場合は、市において設置すること。</p> <p>(2) 設営地の選定</p> <p>応急仮設住宅の建設予定地は、被害の状況によって被害地に近い市が所有する空地及び既設公園等適当な場所を選定し、県へ報告すること。</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設</p> <p>① 災害救助法適用後は、本部長が必要であると認めた場合、直ちに県本部長（県知事）に設置・建設を要請すること。</p> <p>② 災害救助法適用前等市が実施する場合は、地域整備課において次により必要戸数を建設すること。</p> <p>(ア) 設置開始時点及び戸数は、被害の状況に応じてその都度定める。</p> <p>(イ) 建物の型式は、被害の状況に応じてその都度定めるが、原則としてプレハブ住宅とする。</p> <p>(ウ) 設置する場合の基準は、県の設置基準に準じる。</p> <p>(エ) 応急対策業務は胎内市建設業者の協力を得て建設する。</p> <p>(4) 入居者の選考</p> <p>被害の状況に応じて選考基準を定め、被災者の被害程度、住宅困窮の状況、資力その他を勘案のうえ選考すること。</p>

地域整備対策部		(5) 住宅の管理 ① 県が管理するものについては、市はこれに協力する。 ② 市が管理する場合には、入居の期間、使用条件その他必要な事項を定め、地域整備課が管理すること。
商工観光対策部	第1班 被害調査班	1 商店、工場等の災害被害状況を収集し、部長に報告すること。 2 ケガ人等、人的被害状況を収集し部長に報告すること。 3 交通途絶箇所及び回路の調査を実施し、本部に逐次報告すること。 4 商業施設及び工場施設等の対策を講ずること。 5 観光施設の被害調査。
	第2班 被害対策班	1 商店、工場等の緊急復旧対策を部長と協議すること。 2 ケガ人等の応急対策を部長と協議すること。 3 緊急復旧対策を部長及び本部会議と協議すること。 4 災害現場では、消防署、消防団との協力体制をとり復旧対策を講ずること。 5 商業施設及び工場施設等の災害応急対策を関係機関及び団体と協議し対策を講ずること。 6 他市町村の応援要請を部長と協議し対策を講ずること。 7 観光施設の応急対策。
支所対策部	第1班 支所対策班	1 情報収集、伝達、連絡調整に関すること。 2 支所内の被害状況、対策状況のとりまとめに関すること。 3 災害の記録等に関すること。 4 本部長の命ずる応急対策に関すること。

別表4

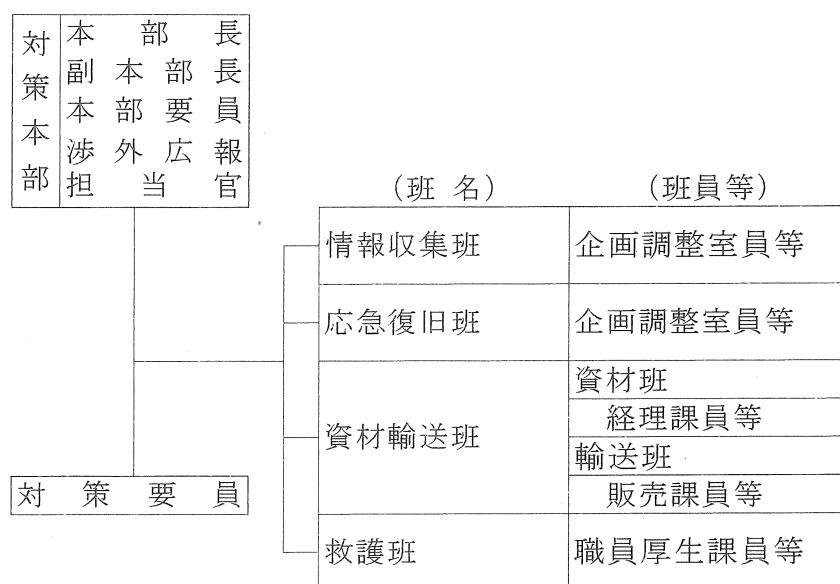
## 主な防災関係機関における災害対策本部の組織等

### 1 関東森林管理局

#### (1) 設置基準

関東森林管理局防災業務計画に基づき、管内に災害が発生又は予測され、防災業務の推進上必要があるときに設置する。

#### (2) 組織の概要



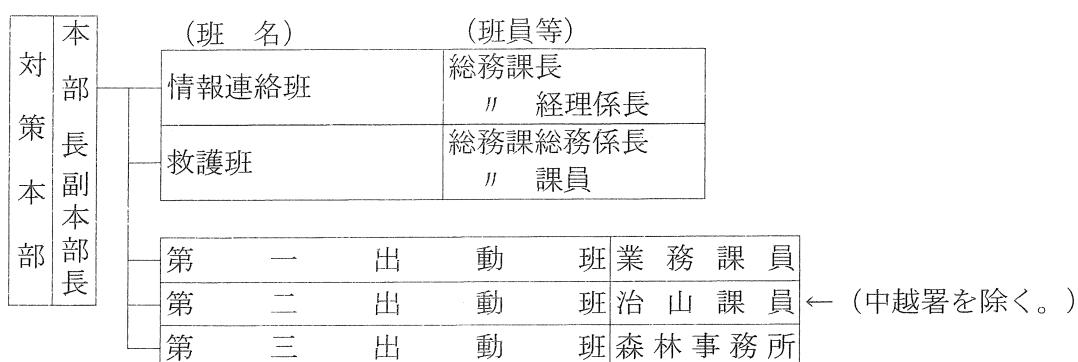
### 2 新潟県下の森林管理署

#### (1) 設置基準

関東森林管理局防災業務計画に基づき、管内に災害が発生又は予測され、防災業務の遂行上必要があるときに設置する。

なお、下越森林管理署は、災害情報等の窓口となり森林管理局、県下森林管理署との連絡調整を行う。

#### (2) 組織の概要



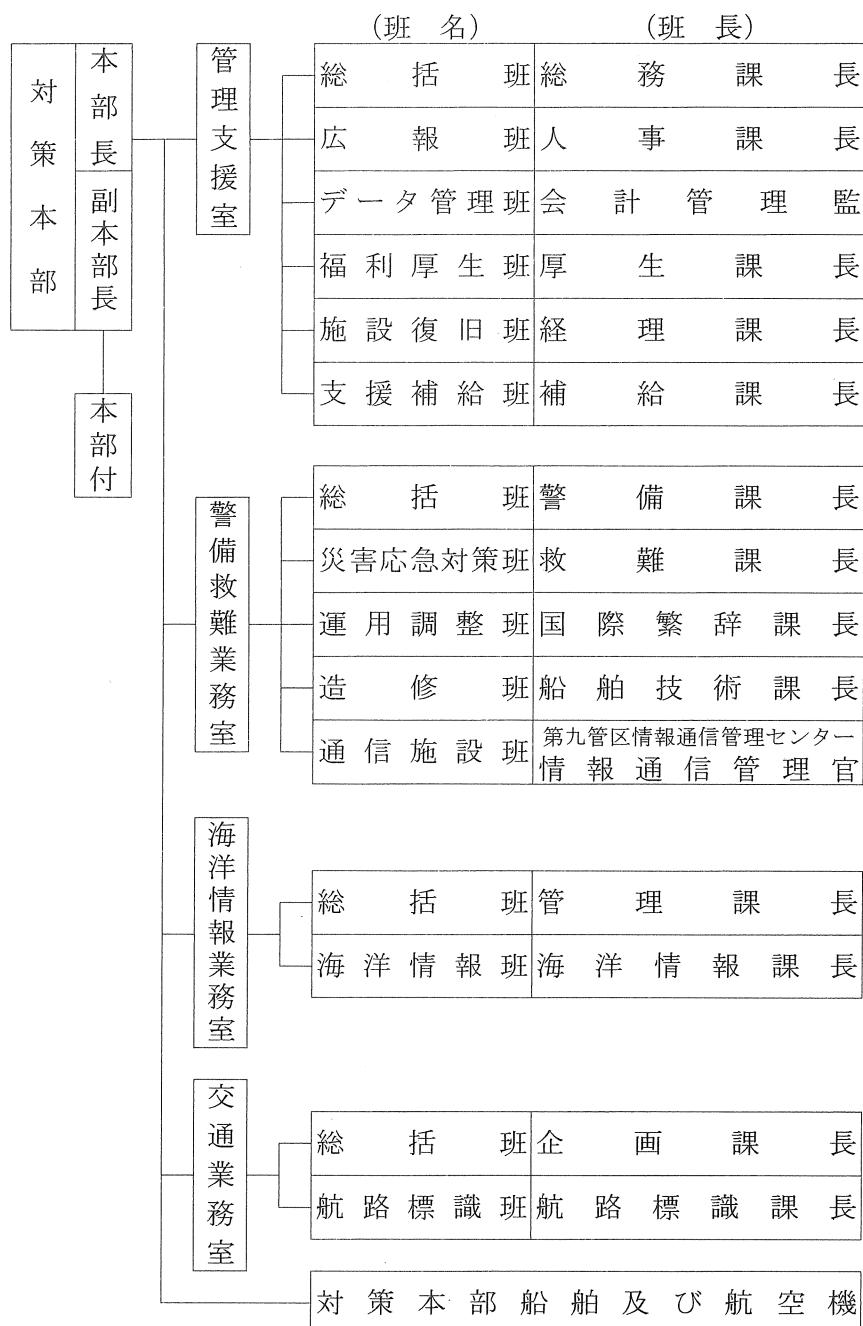
### 3 第九管区海上保安本部

#### (1) 設置基準

管内において次の各号に定める場合

- ① 風水害の発生により災害対策基本法第105条第1項に定める災害緊急事態の布告が発せられたとき。
- ② 風水害の発生により災害対策基本法第24条第1項に定める非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に定める緊急災害対策本部が設置されたとき。
- ③ 風水害の発生が予想される場合又は発生した場合であつて必要があると認めるとき。

#### (2) 組織の概要

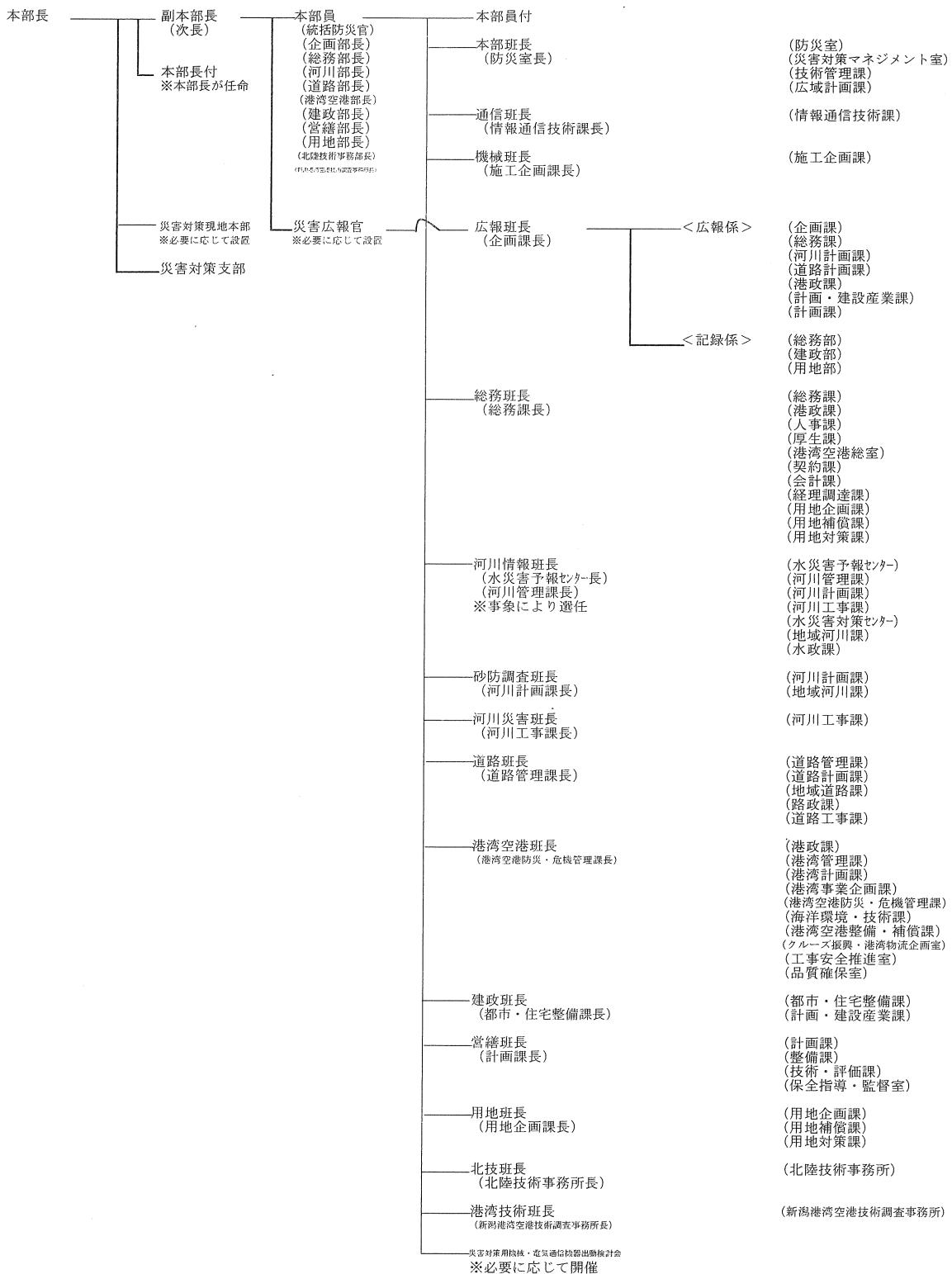


#### 4 北陸地方整備局

(1) 設置基準（次表により、災害種別ごとの災害対策本部設置基準に基づき設置する。）

災害	注意体制	警戒体制	非常体制
風水害	<ul style="list-style-type: none"><li>○管内の2以上の支部が注意体制を発令した場合</li><li>○管内の1支部が警戒体制に入った場合</li><li>○砂防管内で大規模河道閉塞の発生に関する情報を得た場合</li><li>○管内に台風等が接近し、災害の発生の恐れがある場合</li><li>○その他局長が必要と判断した場合</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○管内の2以上の支部が警戒体制を発令した場合</li><li>○砂防管内で大規模河道閉塞の発生に伴う緊急調査を実施する場合</li><li>○管内で、気象庁が大雨・暴風・高潮・波浪の特別警報を発表した場合</li><li>○その他局長が必要と判断した場合</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○管内の1以上の支部が非常体制を発令した場合</li><li>○砂防管内で大規模河道閉塞の発生に伴う緊急調査の結果、重大な土砂災害が発生する恐れがある場合</li><li>○その他局長が必要と判断した場合</li></ul>

## (2) 組織の概要



## 5 新潟地方気象台

### (1) 設置基準

気象台が管轄する区域内で災害が発生又はその恐れがある場合において、新潟地方気象台長が必要と認めたとき、災害対策本部又は災害警戒本部を設置する。ただし、次に掲げる状況にいたった場合、速やかに本部を設置する。

### (2) 組織の概要

新潟地方気象台長を本部長として構成し、災害応急対策のための総合調整及び措置に関すること及びその他重要事項の決定に関することを司る。



## 6 東日本旅客鉄道株式会社

### (1) 輸送対策本部

#### ア 設置基準

災害対策本部の設置に至らない場合に設置する。

#### イ 組織の概要

輸送対策本部長は運輸部長とし、副本部長は営業部長があたるものとする。

輸送対策本部長は本部員を指名し、班を編成する。

### (2) 災害対策本部

#### ア 設置基準

輸送に大きな影響を及ぼす災害が発生若しくはその恐れがある場合に設置する。

(ア) 事故災害等により多くのお客様が死傷した場合

(イ) 事故、災害（風水害、雪害等）により鉄道事故（車両、施設、設備）が毀損・

流出するなど重大な被害が発生又は予想される場合

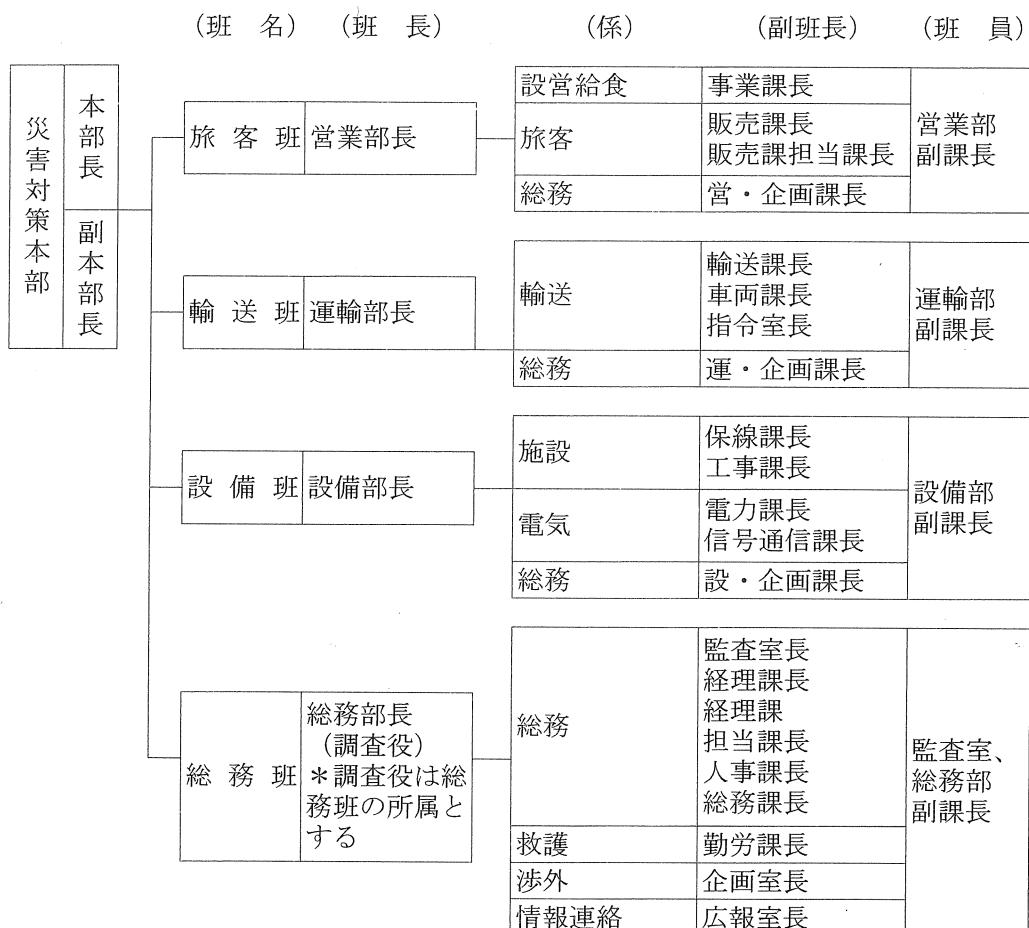
(ウ) 輸送障害が拡大し、長期にわたると予想される場合

(エ) 事故、災害等により、県、自衛隊、部外からの支援を受ける場合

#### イ 組織の概要

本部長は支社長とし、副本部長は総務部長があたるものとする。

本部長は支社内から本部員を指名し、班を編成する。班編成及び分掌事項は下記による。



## 7 日本赤十字社新潟県支部

### (1) 設置基準

大規模な災害が発生した場合に災害対策本部を設置する。

### (2) 組織の概要

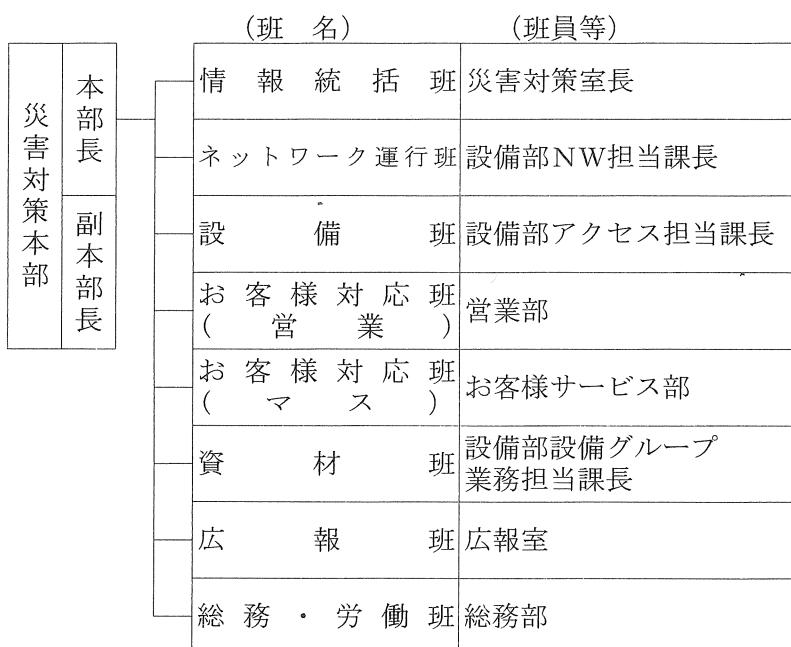
災害対策本部	本部長	本部事務局	支部事務局次長 事業推進課長 事業係長 普及係長 事業推進課員 防災ボランティアリーダー
	副本部長		
		(班名)	(班員等)
		庶務班	総務課長 総務係長 会計係長 総務係、会計係員
		記録・広報班	組織振興課長 振興係長 振興係員、 血液センター職員
		医療救護班	長岡赤十字病院 医療社会事業課長 病院職員
		血液供給班	血液センター供給課長 血液センター職員
		ボランティア班	防災ボランティアリーダー 総務係長 血液センター職員、防災ボランティアサブリーダー
		救援物資班	事業推進課長 普及係長 血液センター職員
		義援金班	総務課長 組織振興課長 会計係長、振興係長、 会計係、振興係、 血液センター職員

## 8 東日本電信電話株式会社新潟支店

### (1) 設置基準

態勢の区分	非常事態の情勢
警戒態勢 (情報連絡室)	災害の発生が予想される場合
第1次非常態勢 (災害対策本部)	激甚災害が発生し、復旧の長期化が予想される場合
第2次非常態勢 (災害対策本部)	大規模な災害が発生し、全国的な支援が必要な場合
第3次非常態勢 (災害対策本部又は 情報連絡室等)	中規模な災害が発生し、東日本会社で対処可能な場合

### (2) 組織の概要



## 9 東北電力株式会社新潟支店

### (1) 設置基準

体制の区分	非常事態の情勢
警戒体制	一般災害の発生に備え連絡体制を敷くべきと判断される場合
第1非常体制 (非常災害連絡室)	一般災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断される場合、又は、災害が発生し必要と認めた場合
第2非常体制 (非常災害対策本部)	大規模な一般災害が発生し、第1非常体制での復旧活動が困難な場合

### (2) 組織の概要





## 第2節 防災関係機関の災害配備体制

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

##### ア 新潟県の責務

風水害等の被害を最小限に食い止めるため、以下の対応に必要な職員の配備を実施する。

(ア) 平日夜間・休日の宿直及び警戒対応

(イ) 災害発生時の迅速な初動対応の実施

配備体制については、別紙基準をもとに、あらかじめ登庁職員を指定することにより、迅速な職員配備を実現する。

##### イ 活動の調整

新潟県（防災局または災害対策本部）

##### ウ 達成目標

防災局において平時から24時間宿直体制を実施し、災害等発生時に備えるとともに、大規模な災害が発生した場合は、迅速に各部局及び地域機関等に職員配備の連絡を行い、指定職員の配備を実施する。

#### (2) 被災地及び積雪地域での対応

被災地や降雪期における災害時は、職員本人の被災や交通途絶等により、登庁が困難な状況が予想されることから、庁舎からの距離などを考慮し、登庁職員の指定を行う。また、登庁が不可能な職員は、最寄りの県庁舎から防災行政無線や電話等でその旨所属長に報告し、その後の指示を受けるものとする。

### 2 業務の内容

#### (1) 勤務時間における対応

##### ア 警戒対応

危機対策課内において気象情報等の送受信や、市町村や部局、地域機関、防災関係機関等からの災害関連情報の集約を行う。

##### イ 初動対応

危機対策課からの府内連絡（本府）や一斉FAX（地域振興局等）により、関係所属は直ちに職員を警戒配備につかせ、被害状況の収集、県民生活への影響等の情報収集や、関係機関との災害関連情報の交換並びに必要に応じ災害危険箇所のパトロール等を実施する。

なお、県内に災害が発生した場合の配備基準については、次の基準による。

配備体制区分	配備基準
災害第1次配備	局地的な災害に対応するため、応急対策を実施する必要のある各課（局・支所等）が中心となる体制
災害第2次配備	複数市町村にわたる災害に対応するため、応急対策を実施する必要のある部局が中心となる体制

災害第3次配備	広範囲にわたる大規模な災害に対応するため、全序的な体制を配備する。

(2) 勤務時間外における対応

ア 警戒対応

本庁において職員2名（管理職1名　防災局職員1名）が宿日直対応を行い、気象情報の送受信や、災害関連情報の把握等を行う。

また、部局等で独自に指定されている警戒配備職員については、警備員からの情報又はラジオ・テレビ等で気象等に関する注意報及び警報等の情報を得たときは、当該情報の内容に応じ速やかに登庁し警戒配備につくものとする。

イ 初動対応

登庁した職員等は速やかに市町村や消防本部、防災関係機関から被害状況等を収集するとともに、本庁各部局又は地域機関の配備体制について上記基準により、各部局連絡指令者及び地域連絡指令者に対し、指定職員の配備を連絡する。

配備連絡を受けた各部局連絡指令者及び地域連絡指令者は、各部局で定められた指定職員連絡網をもとに、各配備指定職員にたいし登庁の連絡を行う。

### 3 防災関係機関の配備体制について

北陸地方整備局等の災害初動対応が必要な防災関係機関の職員配備体制については、それぞれの防災業務計画に定めるものとする。

### 4 胎内市の水防配備体制について

胎内市は、風水害時において下記の水防配備体制を実施する。

#### 【水防配備体制】

配備体制区分	配備体制設置基準	配備要員・連絡先
警戒準備体制	次のいずれかの基準に達した場合に配置する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>天気予報において大雨警報又は洪水警報が発令された</li> <li>胎内市民から市内浸水の通報があった</li> <li>胎内市内で30分以内の降雨量が10mmに達した</li> </ul>	配備要員：大雨担当者 (各課で事前に配備) 連絡先：総務課、地域整備課、農林水産課
第1次配備体制 【警戒体制】	次のいずれかの基準に達した場合に配置する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>胎内市内で、1時間雨量が20mm以上または3時間雨量が40mm以上</li> <li>県水位観測所において、下館で44.50m（堤防高47.72m）、高畠で6.32m（堤防高7.82m）に達した</li> <li>胎内川ダム流域に豪雨が続き、洪水警戒体制に入った</li> </ul>	配備要員：関係課職員 連絡先：市長、副市長、教育長
第2次配備体制 【警戒本部設置】	次のいずれかの基準に達することが想定されるとき配備を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>胎内市内で、1時間雨量が30mm以上または3時間雨量が60mm以上</li> <li>県水位観測所において、下館で45.10m（堤防高47.72m）に達した</li> <li>胎内川ダム流域に強雨が続き、放出量が増加する見込みがあるとき。</li> </ul>	配備要員：市長、副市長、教育長、第一次配備職員
第3次配備体制 【災害対策本部設置】	次のいずれかの基準に達することが想定されるとき、河川情報等の分析も行い発令を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>胎内市内で、3時間雨量が80mm以上</li> <li>県水位観測所において、下館で45.96m（堤防高47.72m）に達した</li> <li>胎内川ダム流域に強雨が続き、ただし書き操作の予告連絡が入った</li> </ul>	配備要員：市長、副市長、教育長、全職員

胎内市は、第2次配備体制、第3次配備体制に入った際、河川情報等を収集・分析し、必要に応じて避難指示等を発令する。



## 第3節 防災関係機関の相互協力体制

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

##### ア 各主体の責務

###### (ア) 胎内市の責務

- a 被災した胎内市にあっては、被害状況等を迅速に把握し、必要があると認めた場合は速やかに応援又は職員派遣の要請を行うとともに、受入体制を確立する。
- b 胎内市が被災地以外であっても、被災地の被害状況等に関する情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整備する。

###### (イ) 新潟県の責務

- a 新潟県は、被災した胎内市と連絡を密にし、必要な応急対策を迅速に実施するとともに、県単独では十分な応急対策が実施できない場合には、速やかに関係機関に応援又は職員派遣の要請を行う。  
また、必要に応じて、専門家に助言・支援の要請を行う。
- b 市町村が災害対応力を喪失等したときは、その機能を迅速かつ適切に支援する。なお、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。
- c 県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、他の都道府県の相互応援に関する情報収集にあたるとともに、平常時から連絡体制等の構築に努める。

###### (ウ) その他の防災関係機関の責務

- a その他の各防災機関は、その所掌する災害応急措置を速やかに実施するとともに、必要があると認める場合は、他の防災関係機関に対し必要な応援等の要請を行う。
- b 国は、被災により、市町村及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。

##### イ 活動の調整

新潟県災害対策本部、胎内市災害対策本部等

#### ウ 達成目標

災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するため、次の事項を実施し、災害時の応援又は応援の受入れのための体制を確立する。

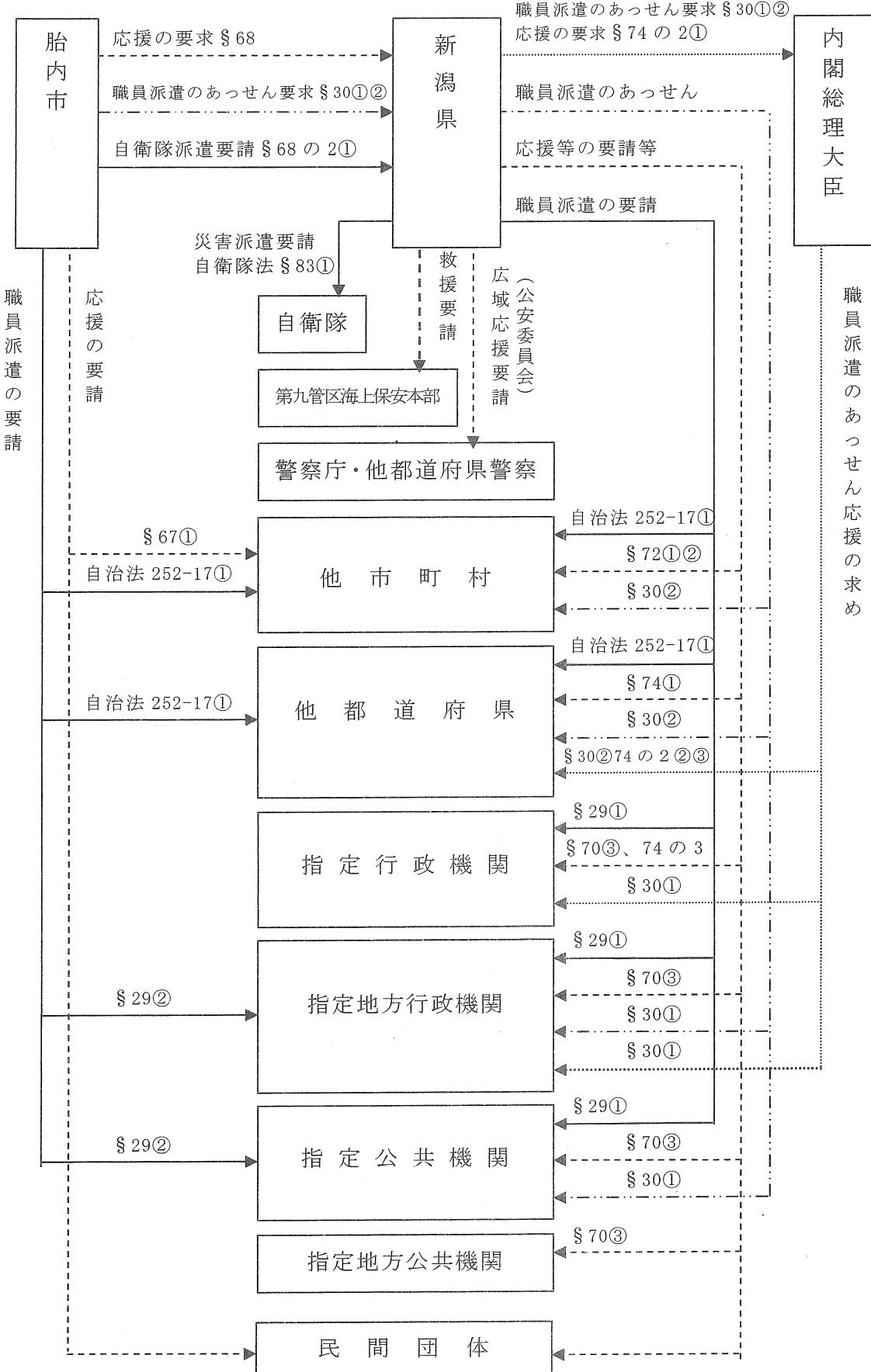
- (ア) 災害時相互応援に関する協定の締結
- (イ) 災害時の情報収集及び連絡体制の確立
- (ウ) 応援受入体制の確立
- (エ) 応援体制の確立

#### (2) 積雪期の対応

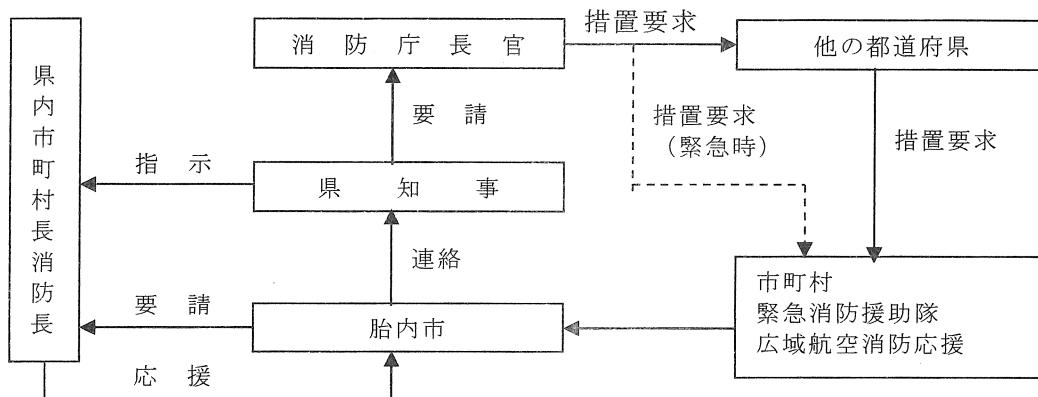
積雪期においては、道路交通の状況や気候的問題に十分配慮した応援の受入れ体制を確立する。

## 2 情報の流れ

## 【災害対策基本法等に基づく応援要請等】



【消防組織法に基づく応援要請等】



### 3 業務の内容

#### (1) 応急対策に関する応援等の要請

実施主体	対 策
胎内市長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○他市町村への応援要請 災害応急対策実施のために、必要があときは、他の市町村長に対し応援を求める。</li> <li>○新潟県への応援又は災害応急対策実施の要請 災害応急対策実施のため、必要があるときは、知事に対し応援又は新潟県が実施すべき災害応急対策の実施を要請する。</li> <li>○民間団体への応援要請 災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、民間団体に応援を要請する。</li> <li>○自衛隊の災害派遣要請の依頼 (第3章第11節)</li> <li>○消防の広域応援 (第3章第16節)</li> </ul>
新潟県知事	<ul style="list-style-type: none"> <li>○他の市町村への応援の指示 胎内市が行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、必要があるときは、他の市町村長に対し、必要な指示又は調整を行う。</li> <li>○他の都道府県への応援の要請 新潟県のみでは十分な応急対策が実施できないときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき、当該協定締結先の県知事に対し応援を求める。</li> </ul>

実施主体	対 策
新潟県知事	<p>○全国知事会を通じた応援の要請</p> <p>上記協定締結県の応援でもなお十分な災害応急対策が実施できないときは、全国知事会を通じて「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援を要請する。</p> <p>○指定行政機関等への応急措置の実施</p> <p>県内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、当該機関が実施すべき応急措置の実施を要請する。</p> <p>○指定行政機関等への応援の要求等</p> <p>災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、道路の啓閉や港湾・漁港施設の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>○第九管区海上保安本部への支援要請</p> <p>人命に危険が急迫する場合等、緊急を要する事態に対し、巡視船艇、航空機による海上輸送等の救援が必要なときは、第九管区海上保安本部に対し支援を要請する。</p> <p>○民間団体への応援要請</p> <p>県内における災害応急対策を的確かつ円滑に行うために必要があるときは、民間団体に対し、協力を要請する。</p> <p>○自衛隊に対する災害派遣要請</p> <p>(第3章第11節)</p> <p>○警察本部の応援要請(公安委員会)</p> <p>(第3章第13節)</p> <p>○消防の広域応援</p> <p>(第3章第16節)</p>
指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長	<p>○応急措置の実施要請・指示</p> <p>所掌する応急措置の実施に関し、必要があるときは、知事、胎内市長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示する。</p>
指定公共機関及び指定地方公共機関	<p>○指定行政機関の長等への応援要請</p> <p>所掌する応急措置の実施に関し、必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事若しくは胎内市長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求める。</p>

#### \* 応援要請に関する共通事項

応援要請は、次の事項を示して文書で行うものとする。ただし、文書によるいとまのない場合は、とりあえず電話等で要請する。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする場所
- ウ 応援を必要とする期間
- エ その他応援に関し必要な事項

#### (2) 職員の派遣（あっせん）等に関する応援

実施主体	対 策
胎内市	<p>○職員の派遣要請</p> <p>災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、都道府県知事若しくは胎内市長又は指定地方行政機関の長若しくは特定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。</p> <p>○職員派遣のあっせんの要請</p> <p>災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関若しくは特定地方公共機関又は都道府県若しくは胎内市の職員派遣についてあっせんを要請する。</p>
新潟県	<p>○職員の派遣要請</p> <p>県内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要がある場合は、都道府県知事若しくは胎内市長又は指定行政機関の長、指定地方行政機関の長若しくは指定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。</p> <p>○職員派遣のあっせんの要請</p> <p>県内における災害応急対応又は災害復旧のため、必要がある場合は、内閣総理大臣に対し、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは特定公共機関又は都道府県若しくは胎内市の職員の派遣についてあっせんを要請する。</p>

#### ※ 職員の派遣要請に関する共通事項

派遣要請は、次の事項を示して文書で行うものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣について必要な事項

#### (3) 応援受入体制の確立

実施主体	対 策
新潟県知事及び 胎内市	<p>○情報の収集・伝達・交換</p> <p>応援要請等の必要が予測される災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県、市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。</p> <p>○受入体制の確立</p>

	国、関係都道府県、胎内市等との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など、受入体制を確立する
--	---

(4) 他都道府県への応援及び職員の派遣

実施主体	内 容
新潟県	<p>○支援体制の確立</p> <p>他の都道府県において大規模な災害が発生した場合には、迅速に被災都道府県への物資の供給や職員の派遣を行うための支援体制を確立する。</p> <p>○情報収集</p> <p>応援を迅速かつ的確に行うため、被害地の被害状況等に関する情報収集を速やかに行う。</p> <p>○応援の実施</p> <p>収集した被害情報等に基づき応援の内容を決定し、被災都道府県への物資等の供給、職員の派遣等を実施する。その際、職員は、派遣先において援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。</p>



## 第4節 気象情報等伝達計画

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

##### ア 市民の責務

胎内市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元自治会や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

##### イ 胎内市の責務

胎内市は、特別警報・警報・注意報について、県、消防庁、NTTから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、住民へ周知する。

特に、特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車等により住民へ周知する。

また、地震動の特別警報以外の特別警報の通知を受けた市町村は、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に、直ちに通知された事項を周知させる措置をとらなければならない。

##### ウ 新潟県の責務

新潟県は、特別警報・警報・注意報について、新潟地方気象台から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市町村に通知するとともに、関係部局及び防災関係機関に通報する。

特に、特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市町村へ通知するとともに、関係市町村へはホットラインによる電話連絡を行う。

また、地震動の特別警報以外の特別警報の通知を受けた場合は、直ちに通知された事項を関係市町村に通知しなければならない。

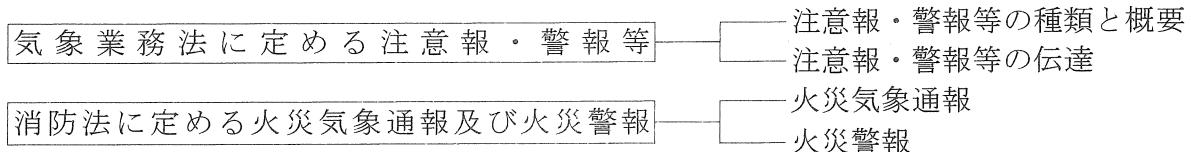
##### エ 国の責務

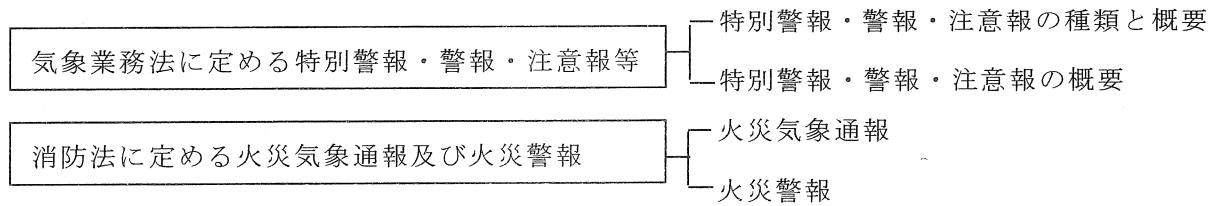
新潟地方気象台は、気象等の警報等をしたときは、直ちにその警報事項を関係機関に通知しなければならない。

##### オ 達成目標

気象等の警報や災害関係予報、災害関係情報を関係機関及び住民に対し迅速かつ的確に伝達し、災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に役立てる。

### 2 業務の体系





### 3 業務の内容

#### (1) 特別警報・警報・注意報及び気象情報

新潟地方気象台は、気象業務法等法令の定めるところにより新潟県内における特別警報・警報・注意報及び気象情報の発表を行い、関係機関に通知し住民に周知させる。

##### ア 特別警報・警報・注意報

気象警報等の伝達系統図を第3章第4節末尾に示す。

(ア) 特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準、種類は以下のとおり。発表基準は資料編3-(4)に示す。

##### a 警報

種類		概要
警 象 報 警 報	特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こる恐れが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、平均風速が陸上で20m/s以上又は海上で25m/s以上が予想される場合である。
	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、平均風速が陸上で20m/s以上又は海上で25m/s以上で、かつ雪を伴うと予想される場合である。
	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。 (平地) 1時間で40mm以上の激しい雨が予想され、しかも総雨量が100mm以上になると予想される場合。 又は、 3時間で70mm以上 } いずれかの降雨が 24時間で140mm以上 } あると予想される場合。 (山沿い) 1時間で50mm以上の非常に激しい雨が予想され、しかも総雨量が100mm以上になると予想される場合。 又は、 3時間で80mm以上 } いずれかの降雨が 24時間で140mm以上 } あると予想される場合。
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが 海岸で 50cm以上 } いずれかになると 平野部で 70cm以上 } 予想される場合。 山沿いで 100cm以上 }

高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、潮位が東京湾平均海面上1.2m以上になると予想される場合である。
波浪警報	風浪、うねり等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、有義波高が5.5m以上になると予想される場合である。
洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 (平地) 1時間で40mm以上の激しい雨が予想され、しかも総雨量が100mm以上になると予想される場合。 又は、3時間で70mm以上 〔のいずれかの降雨が24時間で140mm以上〕あると予想される場合。 (山沿い) 1時間で50mm以上の非常に激しい雨が予想され、しかも総雨量が100mm以上になると予想される場合。 又は、3時間で80mm以上 〔のいずれかの降雨が24時間で140mm以上〕あると予想される場合。

(注) 発表基準欄に記載した数値は、新潟県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。

### b 注意報

種類		発表基準
注意報	風雪注意報	風雪による被害が予想される場合。 具体的には、平均風速が陸上で4月～9月：12m/s以上、10月～3月：15m/s以上、海上では年間を通して15m/s以上となり、かつ雪を伴うと予想される場合である。
	強風注意報	強風による被害が予想される場合。 具体的には、平均風速が陸上で4月～9月：12m/s以上、10月～3月：15m/s以上、海上では年間を通して15m/s以上になると予想される場合である。
	大雨注意報	大雨による被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 (平地) 1時間で20mm以上 〔のいずれかの降雨 3時間で35mm以上〕があると予想される場合。 24時間で70mm以上 (山沿い) 1時間で30mm以上 〔のいずれかの降雨 3時間で45mm以上〕があると予想される場合。 24時間で80mm以上

大雪注意報	<p>大雪による被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>24時間の降雪の深さが</p> <table border="0"> <tr> <td>下越海岸で</td><td>20 cm以上</td><td rowspan="3">いずれかに なると予想 される場合。</td></tr> <tr> <td>平野部で</td><td>40 cm以上</td></tr> <tr> <td>山沿いで</td><td>60 cm以上</td></tr> </table>	下越海岸で	20 cm以上	いずれかに なると予想 される場合。	平野部で	40 cm以上	山沿いで	60 cm以上
下越海岸で	20 cm以上	いずれかに なると予想 される場合。						
平野部で	40 cm以上							
山沿いで	60 cm以上							
濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。 具体的には、濃霧のため視程が陸上で100m以下、又は海上で500m以下になると予想される場合である。							
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合。							
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 具体的には、気象官署の値で、実効湿度が65%以下、最小湿度が40%以下になると予想される場合である。							
なだれ 注意報	<p>なだれが発生して被害があると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>1 降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きいと予想される場合。</p> <p>2 積雪の深さが50cm以上あって、最高気温が8℃以上、又は24時間で20mm以上の降雨があると予想される場合。</p>							
着雪(氷) 注意報	着雪(氷)が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合。具体的には、着雪については、気温が0℃付近で、並以上の雪が数時間以上続くと予想される場合である。							
霜注意報	<p>霜により農作物に著しい被害が予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <p>平地では4月5日～5月31日に、山沿いでは4月25日～6月15日に、日最低気温が3℃以下、佐渡では4月5日～5月31日に、日最低気温が4℃以下と予想される場合。(なお、発表期間は農作物の生育を考慮し、変更することがある。)</p>							
低温注意報	<p>低温のため、農作物等に著しい被害が予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <p>5月～9月：日平均気温が平年より3℃以上低い 日が3日以上継続すると予想される場合。</p> <p>11月～4月：日最低気温が海岸で-4℃以下、平野部で-7℃以下、山沿いで-10℃以下、佐渡で-4℃以下となることが予想される場合。</p>							
融雪注意報	<p>融雪に伴う洪水、山くずれ、地すべり等によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <p>1 積雪地域の日平均気温が10℃以上と予想される場合。</p> <p>2 積雪地域の日平均気温が7℃以上と予想され、かつ日平均風速が5m/s以上か、日降水量20mm以上が予想される場合。</p>							
高潮注意報	台風等による海面の異常上昇によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、潮位が東京湾平均海面上1.0m以上になると予想される場合である。							
波浪注意報	風浪、うねり等によって、災害が起こるおそれがある場合。 具体的には、有義波高が2.5m以上になると予想される場合である。							

洪水注意報	<p>洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <p>(平地)</p> <p>1時間で 20 mm以上 } いずれかの降雨があると 3時間で 35 mm以上 } と予想される場合。 24時間で 70 mm以上</p> <p>(山沿い)</p> <p>1時間で 30 mm以上 } いずれかの降雨があると 3時間で 45 mm以上 } 予想される場合。 24時間で 80 mm以上</p>
-------	--

#### イ 気象情報

(ア) 気象等の予報に関する台風、大雨、その他の異常気象等についての情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、特別警報・警報・注意報に先立って予告的に警戒や注意を呼びかけることを目的としたものと、特別警報・警報・注意報発表中にその内容を補い、それらの効果をより高めることを目的としたものに大別できる。

##### (イ) 土砂災害警戒情報

###### a 土砂災害警戒情報の発表

気象業務法第11条及び法第55条に基づき、作成・発表する。

県と新潟地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。

###### b 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報を発表した際には、新潟地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市町村へ伝達する。伝達経路は気象警報等の伝達経路図に準ずる。

##### (ウ) 記録的短時間大雨情報

###### a 記録的短時間大雨情報の発表

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに発表する。

###### b 記録的短時間大雨情報の伝達

記録的短時間大雨情報を発表した際には、新潟地方気象台は新潟県及び関係機関へ伝達し、新潟県は市町村へ伝達する。伝達経路は気象警報等の伝達系統図に準ずる。

##### (エ) 龍巻注意情報

###### a 龍巻注意情報の発表

積乱雲の下で発生する龍巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報等が発表されている状況下において龍巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

###### b 龍巻注意情報の伝達

龍巻注意情報を発表した際には、新潟地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市町村へ伝達する。伝達経路は気象警報等の伝達経路図に準ずる。

(オ) 指定河川洪水予報

a 指定河川洪水予報の発表

河川の増水やはん濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。流域面積の大きい河川で洪水により相当な損害が予想されるものについては国・県が洪水予報河川に指定し、気象庁と共同して、洪水のおそれがあるときは河川の水位又は流量を国は県に、県は水防管理者に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

b 指定河川洪水予報の伝達

指定河川洪水予報を発表した際には、新潟地方気象台は新潟県及び関係機関へ伝達し、新潟県は市町村へ伝達する。伝達経路は気象警報等の伝達系統図に準ずる。洪水予報河川と担当官署、指定河川洪水予報の警報・注意報の種類は、資料編3-(4)に示す。

ウ 注意報・警報の発表・解除及び気象情報の発表

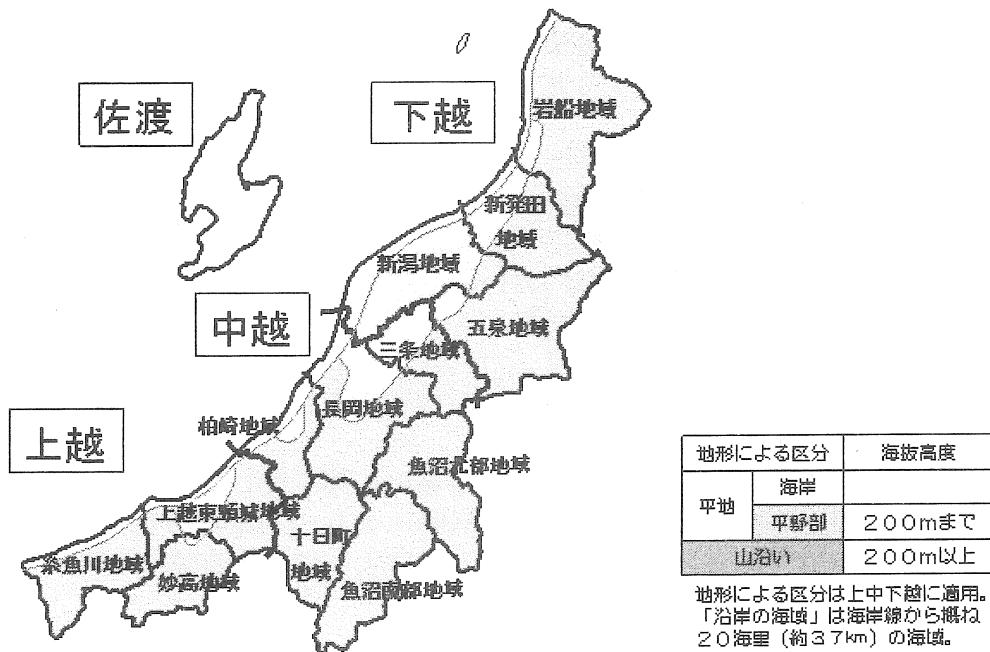
注意報・警報の発表・解除及び気象情報の発表は、新潟地方気象台が行う。注意報・警報の発表及び解除については、以下の点に注意する。

- (ア) 同時に2つ以上の注意報又は警報を行う場合は、標題にそれらの注意報又は警報の種類を併記した1つの注意報文又は警報文を作成する。
- (イ) 1つ又は2つ以上の注意報又は警報が行われた後において、1つ又は2つ以上の注意報又は警報を行った場合は、前に行われた注意報又は警報は後で行われた注意報又は警報に切り換えられたものとし、注意報又は警報の必要がなくなった場合はこれを解除する。

エ 注意報・警報及び気象情報の地域細分

新潟地域	新潟市、燕市、阿賀野市、西蒲原郡（弥彦村）
岩船地域	村上市、岩船郡（山北町、荒川町、朝日村、神林村、関川村、粟島浦村）
新発田地域	新発田市、胎内市、北蒲原郡（聖籠町）
五泉地域	五泉市、東蒲原郡（阿賀町）

### 新潟県注意報・警報対象区域図



#### オ 新潟地方気象台の業務

##### (ア) 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報等の伝達

新潟地方気象台は、気象警報等（航空機、鉄道、電気事業等に適合するための警報を除く）を発表、切替え、解除したときは、気象警報等の伝達系統図により、関係機関へ速やかに専用通信施設又は公衆通信施設により伝達する。

##### (イ) 船舶の利用に適合する予報及び警報

新潟地方気象台は、日本海中部海域（能登沖、佐渡沖、秋田沖、沿海州南部沖）の海上を対象として地方海上予報及び警報を発表する。

（海上風警報、海上濃霧警報等）

地方海上警報等を発表、切替え、解除したときは、第九管区海上保安本部に通知するほか、報道機関に伝達し、航行中の船舶や陸上の関係者に周知するよう努める。

##### (ウ) 鉄道・電気事業の利用に適合する予報及び警報

a 新潟地方気象台は、鉄道事業施設の気象、津波等による災害の防止及び鉄道事業の運用に資するため、鉄道気象通報を行い、鉄道事業者に対し、鉄道気象通報を行う。

b 新潟地方気象台は、電気事業施設の気象災害防止及び電力事業の運用に資するため、電力気象通報（雷雨警戒報等）を行い、電気事業者に対し、電力気象通報を行う。

#### カ 新潟県の業務

知事は、(1)ア、イの通報を受けた時は、あらかじめ計画された組織によって速やかにこれを関係地方機関及び市町村長に伝達する。また、気象情報等の通報について

ても、必要と認める事項は関係市町村等に通報するものとし、この場合は、新潟県防災行政無線によるほか、一斉メール、一般電話、県警<sup>危機管理課</sup>及び日本放送協会新潟放送局の放送等により周知を図るものと  
(平成20年2月23日)

キ 東日本電信電話株式会社の業務

東日本電信電話株式会社(障害時には西日本電信電話株式会社)は、(1)ア(イ)の通報を受けたときは、一般通信に優先し所管の通信網(FAX)により、あらかじめ計画された組織によって速やかにこれを各市町村長に伝達する。

ク 放送機関の業務

日本放送協会新潟放送局は、(1)ア、イの通報を受けた時は、ラジオにあっては番組間を利用し、又は緊急の場合は番組を中断し、テレビにあっては字幕により放送し、速やかに関係地域一般にこれを放送しなければならない。

なお、その他の放送機関においても積極的に協力するものとする。

ケ 第九管区海上保安本部の業務

第九管区海上保安本部長は、(1)ア、イの通報を受けた時は、必要と認めるものについて管内関係先へ通報するものとする。

コ 塗内市の業務

塗内市長は、関係機関からの警報等の伝達を受けた時は、速やかにその内容に応じ、あらかじめ計画された組織の活動により、的確な防災並びに避難対策等の必要な措置を講ずるとともに、適切な方法によって、所在官公庁及び市町村民に周知するものとする。

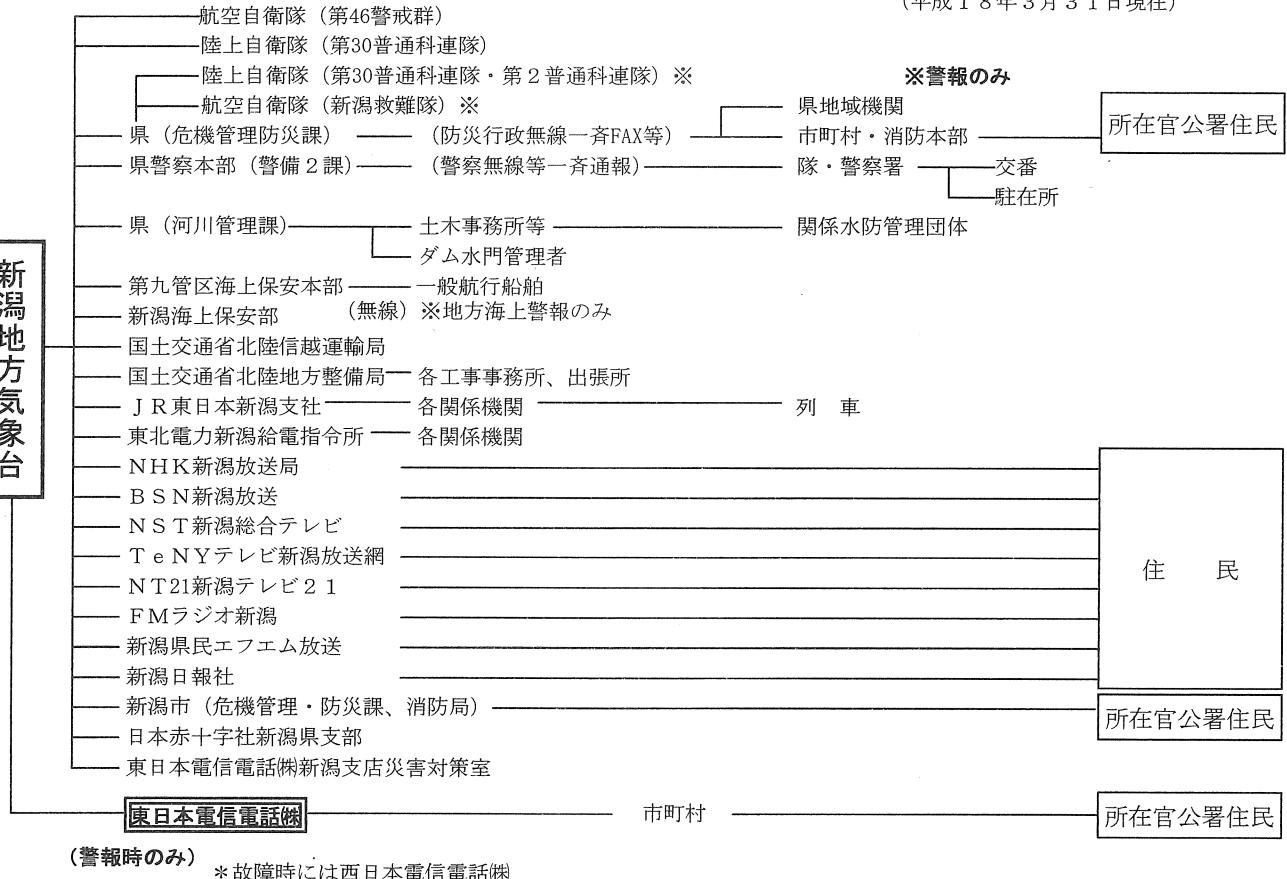
サ 水防警報等の取扱い

第5節「洪水予報・水防警報伝達計画」に定めるところによる

気象警報等の伝達系統図

(平成18年3月31日現在)

新潟地方気象台



### シ 異常現象発見時における措置

#### (ア) 異常現象の種別

- a たつ巻 農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
- b 強い降ひょう 農作物等に被害を与える程度以上のもの
- c 異常潮位 天文潮（干潮）から著しくずれ、異常に変動するもの
- d 異常波浪 海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に変動するもの
- e なだれ 建造物または交通等に被害を与える程度以上のもの
- f その他異常なもの

#### (イ) 通報手続

- a 異常現象を発見した者は、速やかに胎内市長、警察官または海上保安官に通報する。
- b 通報を受けた警察官または海上保安官は、その旨胎内市長に通報する。
- c (イ)のaまたはbにより通報を受けた胎内市長は、直ちに下記機関に通報する。
  - (a) 新潟地方気象台
  - (b) その地域を管轄する県地域機関その他関係機関
  - (c) 当該災害に關係する隣接市町村
- d 県地域機関の長は、その旨を直ちに県危機対策課長及び関係部課長に通報する。
- e 県危機対策課長は、新潟地方気象台にその旨を直ちに通報する。

#### (2) 火災気象通報

##### ア 新潟地方気象台の業務

新潟地方気象台長は、火災気象通報を発表するときは、知事へ速やかに専用通信施設又は公衆通信施設により伝達する。

##### イ 新潟県の業務

知事は、新潟地方気象台長から火災気象通報を受けたときは、一般の気象注意報・警報の伝達に準じて、関係市町村に伝達する。

##### ウ 火災気象通報の通報基準

通報を行う基準は、当日の気象状態が次のいずれかの条件を満たしたときとする。

- (ア) 実効湿度が65%以下になる見込みのとき
- (イ) 平均風速15m/s以上の風が1時間以上続いて吹く見込みのとき（降雨、降雪中は通報しないこともある）
- (ウ) 火災危険度5以上になる見込みのとき

注：「火災危険度」とは、その日の最小湿度及び最大風速から計算される指数

#### (3) 火災警報

##### ア 胎内市の業務

胎内市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、「火災警報」の発令等火災予防上適切な措置を講じるものとする。

胎内市長から「火災警報」が発せられたときは、胎内市内に在る者は、新発田地域広域事務組合の条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

胎内市は、火災警報を発し、又は解除したときは、広報車・消防車等による呼びかけ等、胎内市地域防災計画の定めるところにより、公衆及び所在の官公署・事業所等に周知するとともに、県消防課に通報する。

##### イ 新潟県の業務

県消防課は、胎内市から「火災警報」の通報を受けたときは、放送機関に放送を依頼する。



## 第5節 洪水予報・水防警報伝達計画

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

##### ア 市民の責務

胎内市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元自治会や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

##### イ 胎内市の責務

国、新潟県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、住民への避難指示等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、水防管理者として、水防活動を十分に果たすべき責任を有しており、河川の水位が通報水位を超えるときは水防計画で定める関係者に通報し、水防上必要があるときは水防団及び消防機関を準備又は出動させる。

##### ウ 国及び新潟県の責務

###### (ア) 洪水予報河川

流域面積の大きい河川で洪水により相当な損害が予想されるものについては国、新潟県が洪水予報河川に指定し、気象庁と共同して、洪水のおそれがあるときは河川の水位又は流量を胎内市に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

###### (イ) 水位周知河川

上記洪水予報河川以外で、洪水により相当な損害が予想されるものについては国、新潟県が水位情報周知河川に指定し、はん濫危険水位（警戒水位を超える水位であって洪水による、災害の発生を特に警戒すべき水位）を定め、河川の水位がこれに達したときは水位又は流量を胎内市に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

###### (ウ) 水防警報河川

洪水により相当な損害が予想されるものについては国、新潟県が水防警報河川に指定し、これにより水防警報をしたとき又はその通知を得たときは、直ちにその警報事項を胎内市、その他水防関係機関に通知する。

###### (エ) 水位の通知及び公表

水標管理者として、洪水のおそれがあり、量水標の水位が通報水位を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定める関係者に通報する。

また、量水標の水位が警戒水位（通報水位を超え、災害の発生を警戒する水位）を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定めるところにより公表する。

##### エ 達成目標

洪水予報、水防警報及び水位情報周を行う河川を拡充し、水防活動及び住民避難に役立つ防災情報を迅速かつ的確に伝達する。

#### (2) 要配慮者に対する配慮策

胎内市は、国、新潟県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、避難

行動要支援者への高齢者等避難発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

### (3) 積雪地域での対応

積雪期と出水期が重ならないため、特段の対応は不要であるが、積雪期・融雪期に発生する河道閉塞等への対応は、本計画に準じて行う。

## 2 情報の流れ

### (1) 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
胎内市	関係行政機関	河川の水位の状況
新潟県（地域機関）	関係行政機関	河川の水位の状況
国（河川事務所）	関係行政機関	河川の水位の状況

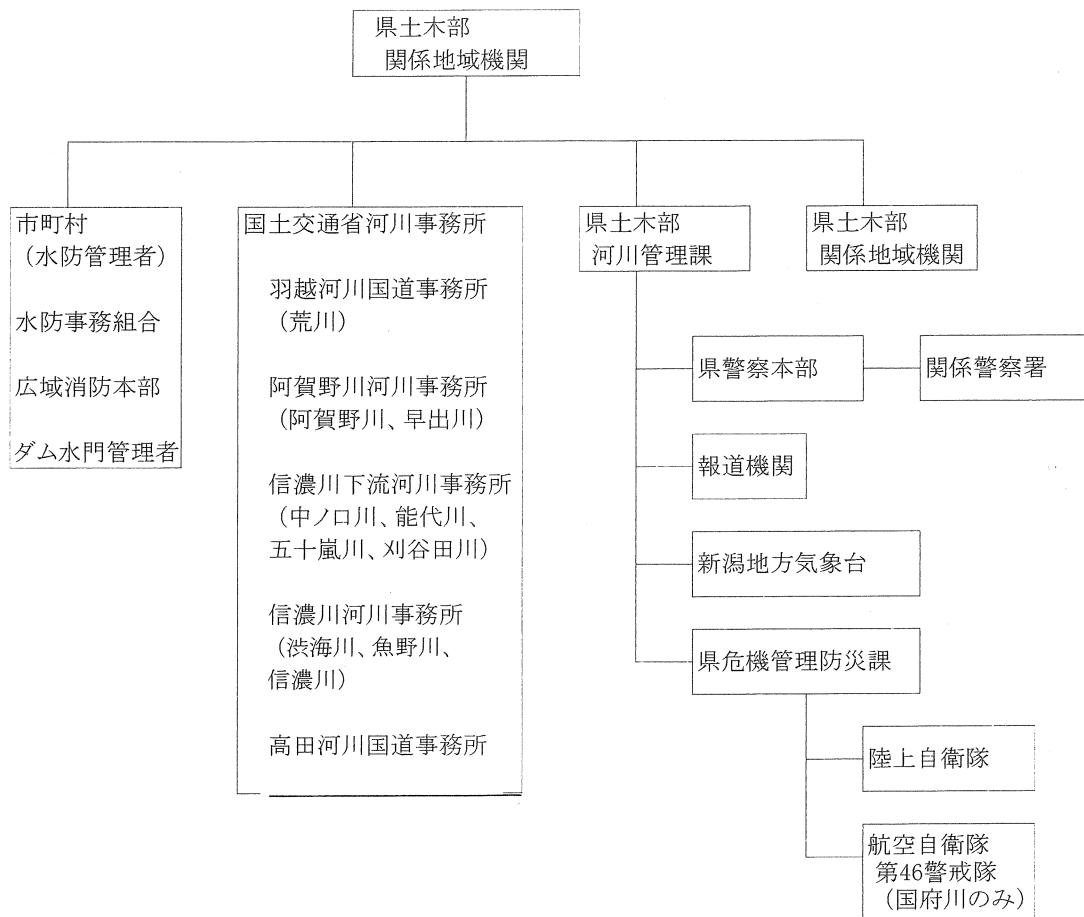
### (2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
胎内市	住民、水防従事者	避難情報
新潟県（地域機関）	胎内市、住民、報道機関	河川の水位または流量
国（河川事務所）	胎内市、住民、報道機関	河川の水位または流量

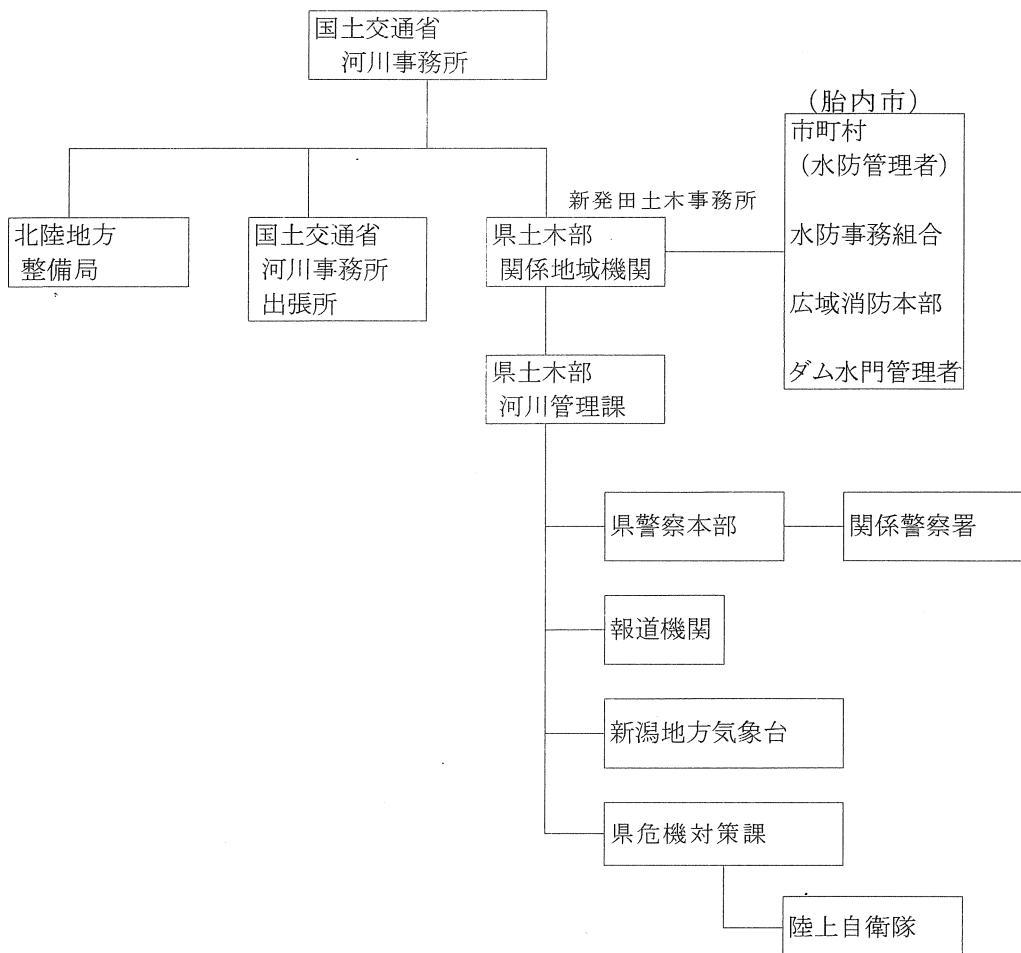
### 3 業務の体系

量水標管理者からの伝達フロー図

(1) 量水標管理者→「県の地域機関」からの場合



量水標管理者→「国の河川事務所」からの場合



#### 4 業務の内容

実施主体	対 策	協力依頼先
国又は新潟県	洪水予報河川、水防警報河川及び水位情報周知河川の指定	新潟地方気象台
国又は新潟県	水位又は流量の通知、公表	胎内市、報道機関
国又は新潟県	河川防災情報の一般への提供	市民一般
胎内市	水防団の準備・出動	水防団、消防団、水防協力団体(NPO)
胎内市	避難情報の発令	住民、報道機関

##### (1) 国の業務

###### ア 洪水予報河川

- (ア) 流域面積の大きい直轄河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川を洪水予報河川に指定する。
- (イ) 洪水の恐れがあるときは、気象庁と共同して、河川の水位又は流量を、氾濫した後においてはそれらに加え浸水の区域及びその水深を示して新潟県に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

イ 水位周知河川

(ア) 上記洪水予報河川以外で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川を水位情報周知河川に指定する。

(イ) はん濫危険水位を定め、水位がこれに達したときは河川の水位又は流量を示して県に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

ウ 水防警報河川

(ア) 洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川を水防警報河川に指定する。

(イ) これにより水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を新潟県に通知する。

エ 水位の通報及び公表

(ア) 量水標管理者として、洪水のおそれがあり、量水標の水位が通報水位を超えるときは、その水位の状況を示して水防計画で定める関係者に通報する。

(イ) また、量水標の水位が警戒水位（通報水位を超え、災害の発生を警戒する水位）を超えるときは、その水位の状況を示して水防計画で定めるところにより公表する。

オ 国所管の洪水予報・水位情報周知・水防警報河川

(ア) 洪水予報河川（令和3年4月1日現在）

河川名	指定水位局	所管事務所	関係市町村
荒川	上関 葛籠山	羽越河川国道事務所	関川村、村上市、胎内市

(イ) 水位情報周知河川（令和3年4月1日現在）

胎内市関係なし

(ウ) 水防警報河川（令和3年4月1日現在）

河川名	指定水位局	所管事務所	関係市町村
荒川	上関 葛籠山	羽越河川国道事務所	関川村、村上市、胎内市

(2) 新潟県の業務

ア 洪水予報河川

(ア) 国の洪水予報河川である荒川について水位又は流量、氾濫後においては加えて浸水の区域及びその水深について通知を受けたときは、直ちにこれを胎内市に通知する。

(イ) 国が洪水予報河川に指定した以外の流域面積が大きい河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を洪水予報河川に指定する。

(ウ) 洪水の恐れがあるときは、気象庁と共同して、河川の水位又は流量を示して胎内市に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

イ 水位周知河川

(ア) 国の水位情報周知河川について水位情報の通知を受けたときは、直ちにこれを胎内市に通知するが胎内市には対象河川なし。

(イ) 上記洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水位情報周知河川に指定する。

(ウ) はん濫危険水位を定め、水位がこれに達したときは河川の水位又は流量を示して胎内市に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

#### ウ 水防警報河川

(ア) 国の水防警報河川である荒川について警報事項の通知を受けたときは、直ちにこれを胎内市に通知する。

(イ) 洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水防警報河川に指定する。

(ウ) これにより水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を胎内市、その他水防関係機関に通知する。

#### エ 水位の通報及び公表

(ア) 量水標管理者として、洪水のおそれがあり、量水標の水位が通報水位を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定める関係者に通報する。

(イ) また、量水標の水位が警戒水位を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定めるところにより公表する。

#### オ 河川防災情報システムによる情報提供

(ア) 河川に関する雨量・水位・ダム放流量等をリアルタイムで情報処理する河川防災情報システムを更新・整備する。

(イ) 上記について広く一般に情報提供するため、インターネットにより配信する。

(ウ) 雨量の度合いや水位の状態（通報水位、警戒水位、特別警戒水位、危険水位）を各段階に応じて色分け表示し、これを地図上に示すなどして、わかりやすい防災情報の提供を行う。

#### カ 新潟県所管の洪水予報・水防警報・水防情報提供河川の胎内市関連

(ア) 洪水予報河川（平成27年4月1日現在）

対象河川なし

(イ) 水位情報周知河川（平成27年4月1日現在）

対象なし

(ウ) 水防警報河川（平成27年4月1日現在）

対象河川なし

#### (3) 胎内市の業務

##### ア 胎内市の水防責任

胎内市は「水防管理者」として、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

##### イ 避難情報の発令

国、新潟県が伝達するはん濫危険水位等の水位情報やダム放流量等の防災情報、新潟地方気象台が発表する気象情報等に基づき、住民に対する避難指示等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に発令し伝達する。

##### ウ 水位の通報及び公表

胎内市は水防管理者として、洪水のおそれがあつて国又は新潟県から河川の水位が通報水位を超える旨の通知を受けたときは、その水位の状況を、新潟県及び胎内市の水防計画に定めるところにより、関係者に通報する。

オ 水防団及び消防関係の出動

胎内市は水防管理者として、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、新潟県及び胎内市の水防計画に定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせる。

(4) 新潟地方気象台の業務

気象等の状況により洪水の恐れがあるときは、その状況を国及び新潟県に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて一般に周知する。



## 第6節 災害時の通信確保

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

災害発生時における被害状況の把握や被災者救助活動などの応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集・伝達手段の確保が重要である。関係機関は、各種の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段を確保する。また、被災箇所での緊急対策実施のために臨時の通信手段が必要となる場合、関係機関の協力を得てこれを確保する。

#### ア 各主体の責務

##### (ア) 胎内市の責務

a 公衆回線、防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めると共に、代替通信手段を確保する。

b 自力で通信手段を確保できない場合は新潟県に支援を要請する。

##### (イ) 新潟県の責務

a 防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めると共に、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。

b 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、胎内市で利用する通信手段の確保を支援する。

c 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段を確保する。

##### (ウ) 防災関係機関、通信事業者等の責務

新潟県、胎内市から要請があった場合は通信の確保に協力する。

#### イ 活動の調整

新潟県災害対策本部（統括調整部）、胎内市災害対策本部

#### ウ 達成目標

災害発生後1時間以内に通信の状態を確認する。被災による通信の途絶を確認した場合、概ね3時間以内に新潟県災害対策本部と被災地（胎内市）間及び防災関係機関との通信を確保する。

被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段は災害発生後概ね6時間以内に確保する。

### 2 情報の流れ

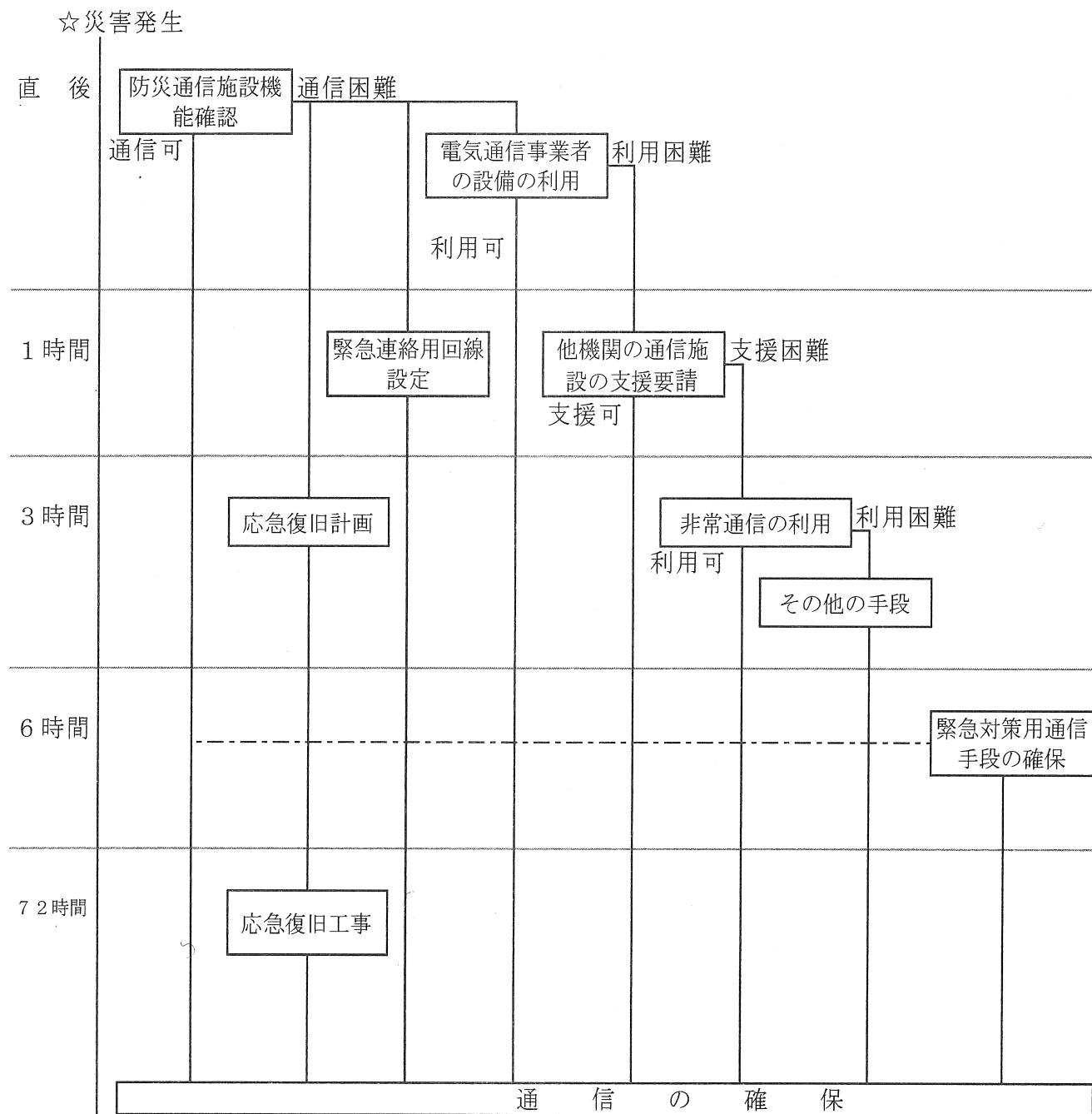
#### (1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
胎内市	新潟県	通信施設の状況、非常時に利用する通信手段の通知、通信手段確保の要請
胎内市	防災関係機関等	通信手段確保の要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
新潟県		通信施設の状況、復旧の見込み、非常時に利用する通信手段の通知 提供可能な通信手段の情報
防災関係機関等	胎内市	提供可能な通信手段の情報

### 3 業務の体系



#### 4 業務の内容

##### (1) 防災通信施設機能確認

実施主体	対 策
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠隔監視装置及び実通話試験により、新潟県防災行政無線の機能を確認する。</li> <li>・財団法人自治体衛星通信機構に地域衛星通信ネットワーク衛星回線の優先割り当てを要請する。</li> <li>・消防防災無線の機能を確認する。</li> <li>・水防道路無線の機能を確認する。</li> <li>・中央防災無線の機能を確認する。</li> <li>・所管する防災相互信用無線機の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備をする。</li> <li>・通信の確保のため必要ある場合は、「新潟県防災行政無線運用規程」に基づく通信の統制を行う。</li> </ul>
新潟県防災行政無線設備設置機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各無線局所の通信管理者は、新潟県防災行政無線設備の状況を確認し、統制管理者に報告する。</li> <li>・庁舎が停電している場合は無線設備用の非常用発電機が動作していることを確認する。</li> </ul>
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管する防災行政無線設備（同報系、移動系、）の状況を確認する。</li> <li>・所管する防災相互信用無線機の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備をする。</li> </ul>
防災相互信用無線設備設置機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管する通信設備の状況を確認する。</li> <li>・所管する防災相互信用無線機の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備をする。</li> </ul>
(財)自治体衛星通信機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟県の依頼に基づき、地域衛星通信ネットワーク衛星回線の優先割り当てを行う。</li> </ul>

##### (2) 電気通信事業者の設備の利用

実施主体	対 策
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時優先電話に指定された回線を利用して通信を確保する。</li> <li>・携帯電話、メール（インターネット、LGWAN等）を利用して通信を確保する。</li> <li>・東日本電信電話株式会社が設置した孤立防止対策用衛星電話を利用し、設置箇所との通信を確保する。</li> </ul>
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時優先電話に指定された回線を利用して通信を確保する。</li> <li>・災害時優先電話に指定された回線が一般からの着信により利用できなくなることの無いように、電話番号の秘匿に努める。</li> <li>・携帯電話、メール（インターネット、LGWAN等）を利用して通信を確保する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本電信電話株式会社の孤立防止対策用衛星電話が設置されている箇所については、これを利用して通信を確保する。</li> </ul>
電気通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>新潟県、胎内市からの要請に基づき、災害時優先電話の指定を行う。</li> </ul>

(3) 緊急連絡用回線設定

実施主体	対 策
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域振興局に配備した衛星携帯電話を胎内市災害対策本部に設置し、通信を確保する。</li> <li>新潟県庁に配備した可搬型衛星地球局、移動通信設備等を胎内市災害対策本部に設置し、通信を確保する。</li> <li>電気通信事業者、通信機器販売者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し、胎内市災害対策本部との通信を確保する。</li> </ul>
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信事業者、通信機器販売者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し、関係機関との通信を確保する。</li> </ul>
電気通信事業者、通信機器販売者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>新潟県、胎内市からの要請に基づき通信機器を貸与する。</li> </ul>
総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務大臣は、非常災害時における重要通信確保のため、無線局の開設、周波数等の指定の変更、無線設置場所等の変更を行う必要がある場合で、緊急やむを得ないと認められるものについては、臨機の措置によりこれを免許又は許可する。</li> </ul>

(4) 他機関の通信施設の支援要請

実施主体	対 策
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係各法令の規定により、電気通信事業者及び他の機関に通信設備の優先利用、通信支援を要請する。</li> <li>胎内市からの依頼又は自らの判断により必要と認めた場合、自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。</li> </ul>
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係各法令の規定により、電気通信事業者及び他の機関に通信設備の優先利用、通信支援を要請する。</li> <li>新潟県を通じて自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。</li> </ul>
電気通信事業者、防災関係機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>新潟県、胎内市からの要請に基づき通信の仲介または通信支援を行う。</li> </ul>
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>新潟県からの要請に基づき通信支援を行う。</li> </ul>

(5) 応急復旧計画の策定

実施主体	対 策
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> <li>新潟県防災行政無線設備の被災状況、代替通信手段の確保状況を基に復旧計画を策定する。</li> </ul>
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> <li>所管する防災行政無線設備（同報系、移動系、地域防災無線）の被災状況、代替通信手段の確保状況を基に復旧計画を策定する。</li> </ul>

防災関係機関	・各々が所管する通信設備の被災状況、代替通信手段の確保状況を基に復旧計画を策定する。
--------	--

(6) 非常通信の利用

実施主体	対 策
新潟県	・非常通信協議会の要請会議を通じて他の構成員に対し非常通信の取扱を要請する。 ・非常通信は地方非常通信ルートによる。
胎内市	・非常通信協議会に対し非常通信を要請する。 ・非常通信は地方非常通信ルートによる。
非常通信協議会構成員	・新潟県、胎内市の要請に基づき通信の仲介をする。

(7) その他の手段

実施主体	対 策
新潟県	・通信の確保について、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮する。 ・何れの方法によっても通信の確保ができない場合、使者を派遣する。
胎内市	・通信の確保について、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮する。 ・何れの方法によっても通信の確保ができない場合、使者を派遣する。
(社)日本アマチュア無線連盟新潟県支部	・新潟県、胎内市からの要請に基づき通信の仲介をする。

(8) 応急復旧工事

実施主体	対 策
新潟県	・復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。
胎内市	・復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。
防災関係機関	・復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。

(9) 緊急対策用通信手段の確保

実施主体	対 策
新潟県	・所管する通信手段の稼働状況、配備状況を勘案し、緊急対策用通信手段として利用できるものを確保する。 ・必要に応じて、総務省（信越総合通信局）に災害対策用移動通信

	<p>機器、災害対策用移動電源車の貸与を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・利用可能な通信手段の情報を市町村に提供する。</li></ul>
胎内市	<ul style="list-style-type: none"><li>・所管する通信手段の稼働状況、配備状況を勘案し、緊急対策用通信手段として利用できるものを確保する。</li><li>・必要に応じて、総務省（信越総合通信局）に災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸与を要請する。</li></ul>
通信事業者、防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"><li>・新潟県、胎内市からの要請に基づき災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車を貸与する。</li></ul>

## 第7節 被災状況等収集伝達計画

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

胎内市及び関係機関は、一定の規模以上の風水害が発生した場合は、速やかにかつ自動的に情報収集活動を開始する。胎内市は収集した情報を集約し、被害の概略を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、国、各防災機関及び被災地内外の住民に各種手段を使って「情報の共有化」を図る。

また、新潟県、胎内市その他の防災関係機関は、相互に職位レベルに応じた情報の疎通の体制を整備する。

#### ア 各主体の責務

##### (ア) 市民、企業等の役割

災害発生前後において、情報が錯綜することから自分の置かれた状況を冷静に判断するために、避難にあたっては携帯ラジオ等を備えた非常用持出袋などを準備する。

##### (イ) 胎内市・消防機関の役割

災害発生前後の概略的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。情報収集にあたっては、消防団、自主防災組織、自治会等から情報収集できる体制を予め確立する。

なお、その災害により被害が発生した場合、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」により、消防庁及び防災局へ報告する。

##### (ウ) 新潟県の役割

a 新潟県は被災地の消防本部、県地域機関及び県警本部等を通じ被害情報を収集するとともに、防災関係機関と相互に情報交換する。また、必要に応じて職員を胎内市に派遣する。

b 被害が発生した場合、天候状況等を勘案しながら、消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影（ヘリコプターによる画像電送を含む。）等により被災地情報を収集する。

また、必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部、国土交通省北陸地方整備局に対してヘリコプター、巡視船艇等による情報収集を依頼する。

c 新潟県は、北陸信越運輸局、鉄道事業者、東日本高速道路株式会社等を通じ、避難道路等に係る被災状況の情報を収集し、胎内市に提供する。

d 危機管理センターを上記の情報収集・提供を行う拠点とし、情報収集伝達体制を確立する。

e 県は収集した情報を集約し、被害の概略を集約し、直ちに必要な行動を起こすとともに、国、各防災機関及び被災地内外の住民に地理空間情報（G I S・G P S）の活用など各種手段を使って「情報の共有化」を図る。

f 被災地市町村から県への被災情報の報告ができない場合、県は被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各通信手段の効果的な活用等により、積極的に情報収集を行う。また、あらかじめ情報収集要領の整備に努める。

g 人的被害の数については、県が一元的に集約、調整を行う。県は、胎内市と関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集する。

(イ) 県警察本部の役割

- a 災害発生時には、パトカー、白バイ、ヘリコプターなどにより直ちに情報収集に当たり、県警備本部等による一元的な情報収集体制を確立する。
- b ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集するとともに、必要に応じ警察災害派遣隊等を活用し、被災地の情報を収集する。
- c 上記の情報収集・提供を行う拠点として、危機管理防災センター（仮称）の整備を進め、情報収集伝達体制を確立する。

(オ) 防災関係機関の役割

災害により被害が発生した場合、自衛隊、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局は、それぞれの組織において被災地の情報を収集するとともに必要に応じ、ヘリコプター、巡視船艇、パトカーなどを出動させ、被災地情報を収集する。

イ 活動の調整

新潟県、胎内市・消防機関、県警察本部、防災関係機関は、普段から情報の共有化に努め、画像電送情報などを相互に交換するなど災害時における情報の共有化を図る。

ウ 達成目標

災害関連情報等を集約し、胎内市・消防機関、防災関係機関、ライフライン・公共交通機関に逐次還元し、災害応急対策推進を進めるとともに報道機関の活用や情報共有のためのシステム構築を推進する。

(2) 要配慮者に対する配慮

胎内市は、要配慮者に対する情報伝達のため、自主防災組織、自治会、消防団などの避難誘導体制の整備を進めるとともに、情報伝達の多様化を図り、また、避難所における手話通訳、文字情報などに配慮する。

(3) 積雪期の対応

災害の発生時期において、それぞれ被害の程度が異なることから特に積雪地域においては、避難時の携帯ラジオの携行について住民に啓発するとともに、孤立が予想される集落においては、非常用の通信手段を確保する。

(4) 孤立状況の把握

通路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、県、胎内市、指定公共機関は、それぞれ所管する道路、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、復旧状況と合わせ、県、被災市町村へ報告する。

また、被災市町村は、地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など、要配慮者の有無の把握に努める。

## 2 情報の流れ

### (1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
自治会、住民等	警察、消防機関、胎内市等	地域の状況、被害状況等
警察、消防機関、胎内市等	新潟県、報道機関	同上
新潟県	国、防災関係機関	同上

### (2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
新潟県	胎内市、防災関係機関、報道機関	地域の状況、被害状況等
警察、消防機関、胎内市等	自治会、住民	同上

## 3 業務の体系 (フロー図又は業務体系図)

### 第1次情報の収集、伝達

- ・ 胎内市・消防機関、警察、防災関係機関による情報収集(新潟県)  
 「消防庁への火災・災害等即報基準」  
 「消防庁への直接即報基準」
- ・ 状況により被災した胎内市へ連絡職員を派遣(新潟県)
- ・ 県地域機関による情報収集(新潟県)

### 一般被害情報及び応急活動情報の収集、伝達

- ・ 胎内市・消防機関、警察、防災関係機関による被害情報の把握及び応急対策活動状況、災害対策本部、避難所の設置状況等の報告
- ・ 新潟県地域機関による被害状況の把握と主管課等への報告
- ・ 消防庁応急対策室及び内閣府(防災担当)被災者行政担当への連絡

### 一般住民等へ広報

- ・ 報道機関等への情報伝達、報道要請
- ・ 高齢者等避難、避難指示等の伝達

## 4 業務の内容

### (1) 情報収集

実施主体	対 策
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害の発生が見込まれる胎内市、消防本部及び県警本部に照会するとともに県関係部局の被害をとりまとめ、報道機関へ被害の状況を公表する。</li> <li>・ 消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプターによる上空からの目視及び画像伝送による被災地域の情報収集を行う。</li> <li>・ 必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局等に対し被災状況の把握活動を要請する。</li> <li>・ 必要に応じて胎内市に連絡職員を派遣し、情報収集を行う。</li> </ul>
新潟県警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐在所、パトカー、白バイ、ヘリコプターなどにより直ちに情報収</li> </ul>

	<p>集に当たり、一元的な情報収集体制を確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘリコプター・テレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集するとともに、必要に応じ、警察・災害派遣隊等を出動させ、被災地の情報を収集する。</li> <li>・交通規制を実施した場合については、新潟県、胎内市等道路管理者に連絡し、ラジオ、テレビ等各種媒体を通じ、周知徹底を図る。</li> </ul>
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・胎内市における災害発生後の各段階における情報収集・伝達（191頁～192頁）により詳細な被害状況を調査する。</li> <li>・避難所を開設したとき自主的に避難所が開設されたときは、避難者数、避難所の状況などの情報を収集する。</li> </ul>
実施主体	対 策
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務計画に定める被害状況収集伝達体制により詳細な被害状況を調査する。</li> </ul>

## (2) 連絡体制

実施主体	対 策
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊、消防庁応急対策室に被害状況を報告する。</li> <li>・災害救助法の適用が予想される場合は、内閣府（防災担当）被災者行政担当への被害状況を報告する。</li> <li>・収集された災害関連情報等を集約し、応急対策推進に係わる防災関係機関に還元するとともに、報道機関等を通じて広報する。</li> </ul>
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟県に被害状況を報告する。</li> <li>・避難勧告等を発出した場合は、新潟県総合防災情報システムにより速やかに新潟県及び緊急時情報伝達ルートに定める報道機関に報告、情報提供する。</li> </ul>
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第九管区海上保安本部は、海上における警戒区域を設定した場合、胎内市にその旨を通知し、船舶等に周知するとともに、非常本部等及び関係機関等との連絡調整を図りつつ適時適切な広報の実施に努める。</li> <li>・医療機関は、被害状況及び急患受入れの可否等を県医務薬事課へ報告する。</li> <li>・ライフライン関係機関及び交通関係機関は、その所管施設の被害状況、応急対策活動状況、応急復旧見込状況等を新潟県へ報告する。</li> </ul>

## 5 胎内市における災害発生後の各段階における情報収集・伝達

### (1) 発生直後

- ア 総務対策部は、勤務時間外の場合、非常招集で登庁してくる職員から被災状況を聞き取り調査するものとする。
- イ 総務対策部は、報告された情報を直ちに整理し、被害の概況を掌握する。
- ウ 災害発生直後は、特に人命に係る災害情報の収集に努める。収集すべき情報は、以

下に示すとおりとする。

収集すべき情報
行方不明者（氏名、性別等）、傷病者
家屋倒壊（生き埋め現場）
土砂災害（生き埋め現場、発生危険箇所）
火災（出火箇所、延焼範囲、危険区域）
その他（土木施設の破壊等による）

(2) 応急対策初動期

ア 県への報告

(ア) 総務対策部は、地域内の被害状況を調査し、危機対策課へ報告するものとする。  
なお、被害状況が十分把握できない場合であっても火災・災害等を覚知した時は、第一報を報告するものとする。

また、県に被害状況等を報告できない場合は、内閣総理大臣（総務省消防庁）へ直接報告するものとする。

（災害報告取扱要領で定める被害報告（資料編53頁））

- (イ) 総務対策部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに総務省消防庁及び県に報告するものとする。  
イ 総務対策部及び民生対策部は、避難所を開設したとき又は避難住民により自主的に避難所が開設されたときは、パソコン通信等の通信手段の確保又は新設に努めるとともに、職員又はボランティアの連絡員を派遣して避難所の数、内訳及び必要とされる食糧・物資の量等の情報を効率的に収集するものとする。

ウ その他に収集すべき情報は次のとおりとする。

収集すべき情報
医療情報
・医療機関の被災状況（物的被害又は医療従事者の被災等による診療等の可否） ・後方医療機関の収容状況
交通情報
・緊急輸送路等道路の被災状況（被害箇所、状況、通行の可否）
住民の避難状況
・指定避難場所への避難状況（人数、負傷者数） ・指定避難場所以外への避難状況（所在地、人数、負傷者数）

(3) 応急対策本格稼働期

ア 総務対策部は、県出先機関と協力して地域内の被害金額等詳細な被害状況を調査し、県消防防災課に報告するものとする。

イ 総務対策部は、応急対策終了後10日以内に、県に対して災害確定報告を郵送又はファクシミリで報告するものとする。

（災害報告取扱要領で定める被害報告（資料編53頁））



## 第8節 広報計画

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

胎内市・新潟県・防災関係機関等は、被害の拡大を防ぎ市民等の安全を確保するため、相互に協力して多様な広報手段を活用し、迅速かつ的確に必要な情報を広報する。

#### ア 各主体の責務

##### (ア) 胎内市

新潟県からの情報及び自ら収集した情報を地域住民に提供し、民心の安定を図るとともに、救援・復旧活動に対する協力を仰ぐため、社会的関心を喚起する。

また、要配慮者にも、的確に情報が伝達されるよう、多様な広報手段を積極的に活用する。

##### (イ) 新潟県

災害に関する全県的な情報を積極的に収集し、災害発生が予想されるときは、避難情報をはじめとする防災に関する情報を広報し、住民等の安全を確保する。

また、災害発生後は避難・救助活動、応急対策等の情報を広報し、さらなる災害の拡大と流言飛語等による社会的混乱を防ぎ、住民等の安全を確保する。

##### (ウ) 警察

生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全と秩序を維持するために広報活動を行う。

##### (エ) 新潟地方気象台

災害発生が予想されるときは、的確な防災対策が講じられるよう、気象情報等を伝達する。

##### (オ) 北陸地方整備局

民生の安定を図るとともに救援・復旧活動を促進するため、河川・砂防・国道等の所管施設の被害状況や復旧状況等の情報を広報する。

##### (カ) ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、情報通信事業者）

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災情報等を広報し、迅速に救援活動・復旧活動等が講じられるよう、被災地での活動の根幹となるライフラインの被害状況、復旧状況、復旧予定等を広報する。

##### (キ) 公共交通機関（鉄道、バス、船舶、航空機）

避難、救援活動が迅速に行われるよう、被害状況、運行時間・経路変更、代替手段、復旧状況、復旧予定等を広報する。

##### (ク) 報道機関

災害に関する情報を入手した時は、被害の拡大と社会的混乱を防ぐため、それぞれの計画に基づき放送する

##### (ケ) 市民、企業・事業所等

災害に関する情報には留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない地域住民、観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮する。

## イ 達成目標

「4 災害発生時の各段階における広報」に基づき、多様な手段を活用しながら、時期を失すことなく広報する。

### (2) 要配慮者に対する配慮

- ア 災害や雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。
- イ 視覚、聴覚障がい者等にも情報が伝達されるよう、音声と掲示を組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保する。
- ウ 外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、通訳の配置、多言語サイトの構築などにより情報を提供するよう配慮する。
- エ 一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫する。
- オ 自主防災組織、地域住民等は、高齢者、障がい者等地域の要配慮者に災害に関する情報を伝達する。
- カ 企業・事業所、学校等は、観光客、遠距離通勤・通学者等に対し適切な対応がとれるよう災害に関する情報を伝達する。

## 2 業務の体系（フロー図又は業務体系図）



### 3 各機関の役割

#### (1) 胎内市

##### ア 役割

主に被災地域及び被災者に対する直接的な広報広聴活動を行う。

##### イ 広報・広聴すべき事項

- (ア) 避難、災害対策本部、医療、救護、衛生、健康（心のケアを含む）に関する情報
- (イ) 人的被害（行方不明者の数を含む。）建築物の被害等の情報
- (ウ) 給水、炊き出し、生活必需品の配給の実施に関する情報
- (エ) 生活再建、仮設住宅、医療、教育、復旧計画に関する情報
- (オ) 地域自主防災組織及び自治組織等からの相談・要望等
- (カ) 被災者の相談・要望・意見
- (キ) その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

##### ウ 手段

- (ア) 電話・防災メール、防災情報信用端末・個別訪問・広報車による呼びかけ及び印刷物の配付・掲示
- (イ) 住民相談窓口の開設
- (ウ) 防災行政無線による情報発信依頼
- (エ) 緊急速報メールによる情報発信
- (オ) 新潟県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）
- (カ) コミュニティ放送・有線ラジオ放送局・CATV・等コミュニティメディアへの情報発信（平時から事業者との協力体制を整えておく。）なお、災害の状況によっては、臨時災害放送局の開設を検討するものとする。
- (キ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト）
- (ク) 新潟県総合防災情報システム及び災害情報共有システム（Lアラート）による情報伝達者（放送事業者、ケーブルテレビ事業者、コミュニティFM放送事業者、新聞社、ポータルサイト運営事業者）への情報提供

#### (2) 新潟県

##### ア 役割

報道機関への情報提供等、被災地域内外への情報発信、広域的な応急対策・復旧・復興等に対する意見・要望・提言等の収集を行う。

##### イ 広報・広聴すべき事項

- (ア) 気象観測地点の観測測定情報
- (イ) 県地域機関、胎内市、その他防災関係機関から報告された被害状況
- (ウ) 国、新潟県、胎内市等公的機関の災害対応、災害対策本部に関する情報
- (エ) 知事の市民への呼びかけ及び対応方針
- (オ) 医療機関の被災状況・受入可否
- (カ) ライフライン、交通情報
- (キ) 河川の水位情報、土砂災害情報、道路情報

- (ク) 物資・食糧・義援金、ボランティアの受け入れ情報
- (ケ) 救急・救助活動、復旧活動、新潟県災害対策本部会議、視察等の予定
- (コ) 広域的な応急対策・復旧・復興等に対する意見・要望・提言等

ウ 手段

- (ア) 報道機関への情報提供（一斉同報ファックス）
- (イ) 記者会見（知事、県災害対策本部各本部員等）
- (ウ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイトソーシャルメディア（ブログ等の個人間のコミュニケーションを促進するサービスの総称）等）
- (エ) 災害の記録誌、記録映像の作成
- (オ) 電話、手紙、電子メールによる意見・要望等の収集
- (カ) 新潟県総合防災情報システム及び災害情報共有システム（ニアラート）による情報伝達者への情報提供

(3) 新潟地方気象台、北陸地方整備局

ア 役割

主に災害が発生する危険性がある場合、二次災害が発生する危険性がある場合の観測情報を提供する。

イ 広報すべき事項

- (ア) 特別警報・警報・注意報、予報、火山情報等
- (イ) 河川の水位情報、土砂災害情報、道路情報

ウ 手段

- (ア) 報道機関への同報FAX
- (イ) 報道機関、新潟県、胎内市、防災関係機関への気象予測説明会の実施
- (ウ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）

(4) ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、情報通信事業者）

ア 役割

主に被災地域の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

イ 広報すべき事項

- (ア) 被災により使用できない区域
- (イ) 使用可能な場合の使用上の注意
- (ウ) 復旧状況及び復旧見込み

ウ 手段

- (ア) 広報車による呼びかけ、印刷物の配付・掲示
- (イ) 利用者相談窓口の開設
- (ウ) 報道機関への報道依頼
- (エ) 防災行政無線、コミュニティ放送・有線ラジオ放送局・CATV等コミュニティメディア（平時から事業者との協力体制を整えておくものとする。）への報道依頼
- (オ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）

(5) 公共交通機関（鉄道、バス）

ア 役割

主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報活動を行うものとする。

イ 広報すべき事項

- (ア) 被災による不通区間の状況、運休、運行・運航のとりやめ
- (イ) 臨時ダイヤ・運行時間・経路変更、代替手段
- (ウ) 復旧状況及び復旧見込み

ウ 手段

- (ア) 乗降場での印刷物の掲示
- (イ) 場内・車内・船内・機内等での放送
- (ウ) 報道機関への報道依頼
- (エ) 防災行政無線、コミュニティ放送・有線ラジオ放送局・CATV等コミュニケーションメディア（平時から事業者との協力体制を整えておく。なお災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。）への報道依頼
- (オ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）

(6) 県警察

ア 役割

被災者及び被災地域の関係者に対し、広報すべき情報を提供する。

イ 広報すべき事項

- (ア) 災害に乘じた犯罪の抑止情報
- (イ) 交通規制に関する情報
- (ウ) 胎内市長から要求があった場合等の避難指示広報

ウ 手段

- (ア) 報道機関への情報提供
- (イ) 警察官による現場広報
- (ウ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）

(7) その他防災関係機関等

住民等に伝達が必要な事項をインターネット及び報道機関等を通じて公表する。

#### 4 災害発生時の各段階における広報

(1) 災害発生直前

ア 風水害・雪害に関する警報等の伝達

実施主体	対 策
新潟地方気象台	<ul style="list-style-type: none"><li>・気象実況、数値予報等の分析により災害が発生する危険性がある場合には、風、降雨等の気象状況及びその警報又は注意報を県及び各報道機関等で直ちに配信する。</li><li>・必要に応じて、新潟県、胎内市、報道機関等に今後の気象状況等について、説明会を開催する。</li></ul>
新潟地方気象台 北陸地方整備局	<ul style="list-style-type: none"><li>・被害を及ぼす危険性のある洪水等の状況を把握し、予測した場合は関係機関・報道機関等を通じて住民に速やかに伝達する。</li></ul>

地方公共団体(新潟県、胎内市)	
新潟県	・「第5節 洪水予報・水防警報伝達計画」に基づき、河川の水位又は流量等を胎内市及び関係機関に伝達し、必要に応じて報道機関、市民の協力を求めて一般に周知する。
報道機関	・入手した気象警報又は注意報及び水防警報等については、各報道機関の放送マニュアル等に基づき放送する。
胎内市	・災害が発生する危険性がある場合には、避難情報（高齢者等避難・避難指示等）を広報車、新潟県総合防災情報システム、災害情報共有システム（Lアラート）及び防災行政無線等で広報するとともに、消防団、自主防災組織等と協力して漏れなく伝達する。

#### イ 火山災害に関する情報の伝達

実施主体	対策
新潟地方気象台	・火山活動に関する異常現象を把握し、注意が必要なときには臨時火山情報を、生命、身体にかかわる火山活動を把握したときには、緊急火山情報を発表し、関係機関及び報道機関に通報する。
胎内市	・地域住民及び入山者等の生命、身体を保護するための避難指示等及び入山禁止の措置等をとる。 ・災害が発生する危険性がある場合には、災害避難準備情報を広報車、新潟県総合防災情報システム、災害情報共有システム（Lアラート）及び防災行政無線等で広報するとともに、消防団、自主防災組織等と協力して漏れなく伝達する。
報道機関	・入手した火山情報をについては、各放送機関の放送マニュアル等に基づき放送する。

#### (2) 災害発生直後

実施主体	対策
胎内市	・危険地域の住民に、広報車、新潟県総合防災情報システム、災害情報共有システム（Lアラート）及び防災行政無線等により広報するとともに、引き続き避難情報及び二次災害防止情報等を緊急伝達する。 ・消防団、自主防災組織等と協力して、情報を漏れなく伝達する。
新潟県	・災害が大規模にかつ広域に発生する恐れがあるときは、防災行政無線等を使って危険区域の胎内市防災関係者に避難又は警戒を呼びかけ、報道機関の協力を得て直ちに住民等に伝達する。 ・被害状況等を報道機関や県ホームページを通じて提供する。 ・災害ポータルサイトを開設し、一元的に災害関連情報を提供する体制を整える。
報道機関	・入手した気象警報又は注意報、水防警報、火山情報及び被害状況等については、各報道機関の放送マニュアル等に基づき放送する。

新潟県知事	・災害の規模が大きく被害が甚大な場合は、テレビ・ラジオ（多重放送を含む）を通じて、緊急宣言を行う。
-------	---

(3) 災害応急対策初動期

実施主体	広報事項
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続中の避難情報</li> <li>・避難所の開設等</li> <li>・給水・炊き出しの実施、物資の配給</li> </ul>
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人身・家屋・公共施設等の被害及び住民の避難状況に関する情報</li> <li>・公共土木施設、農業土木施設の被害に関する情報（箇所数等の数量情報）</li> <li>・医療機関の被害状況、救急患者・負傷者受け入れの可否</li> <li>・教育機関の被害状況及び児童生徒の安否情報</li> <li>・物資・食糧・義援金、ボランティアの受け入れ情報</li> <li>・救急・救助活動、復旧活動、新潟県災害対策本部会議視察等の予定</li> </ul>
実施主体	広報事項
新潟県警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に乘じた犯罪の抑止情報</li> <li>・交通規制情報</li> <li>・胎内市長から要求があった場合等の避難指示広報</li> </ul>
ライフライン関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災による使用不能状況</li> <li>・使用可能の場合の使用上の注意等</li> </ul>
公共交通機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災による不通区間の状況、運休、運行・運航のとりやめ</li> <li>・臨時ダイヤ等</li> </ul>
新潟県知事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の規模が大きく被害が甚大な場合は、テレビ・ラジオ（多重放送を含む）を通じて被害の状況、新潟県の対応状況、他県からの応援、自衛隊の出動、防災関係機関の対応状況等を随時自ら分かりやすく県民に説明し、冷静な行動と応急対策等への協力を呼びかける。</li> </ul>

(4) 災害応急対策本格稼働期

実施主体	広報事項
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒・衛生・医療救護</li> <li>・小中学校の授業再開予定</li> <li>・仮設住宅への入居</li> </ul>
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害金額等の概算集計</li> <li>・公共土木施設等の復旧状況及び復旧見込み</li> </ul>
ライフライン関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧見込み</li> <li>・災害時の特例措置の実施状況</li> </ul>
公共交通機関	
新潟県知事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて災害の復旧計画の方針、今後の見通し等をテレビ・ラジオ（多重放送を含む）等を通じて県民に分かりやすく説明する。</li> </ul>

(5) 復旧対策期

実施主体	広報事項
胎内市	<ul style="list-style-type: none"><li>・権災証明書の発行</li><li>・生活再建資金の貸し付け</li><li>・災害廃棄物の処理方法及び費用負担等</li><li>・その他生活再建に関する情報</li></ul>
新潟県	<ul style="list-style-type: none"><li>・広域的な復旧計画等</li></ul>

## 5 広聴活動

災害発生時には、被災者からの相談、要望、苦情等を受付け、適切な措置をとるとともに災害応急対策や復旧・復興に対する提言、意見等を広く被災地内外に求め、新潟県や胎内市等の災害対応の参考とする。

実施主体	対 策
胎内市	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域自主防災組織及び自治組織等からの相談・要望等の受け付け</li><li>・被災者のための相談窓口の設置</li></ul>
新潟県	<ul style="list-style-type: none"><li>・胎内市の行う被災者のための相談活動に対する支援</li><li>・災害応急対策や復旧に対する提言・意見等の被災地内外からの聴取</li></ul>
ライフライン関係機関	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者相談窓口の開設</li></ul>

## 6 住民等からの問い合わせに対する対応

県、胎内市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県、市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

## 第9節 住民等避難計画

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

豪雨、暴風等、災害発生が予想される気象状況においては、災害発生の予兆を察知し、避難情報の迅速な伝達と早期避難の適切な実施により、人的被害の発生を極力回避する。

#### ア 各主体の責務

##### (ア) 市民・企業等

- a 自らの身は自ら守るため、気象情報や胎内市等の広報に注意するとともに、身近な河川の水位や斜面の状況等を自ら確認する。
- b 胎内市が発表する避難情報を正しく理解し、的確に行動する。
  - 避難時の周囲の状況などから、指定緊急避難場所へ移動することが危険を伴う場合等やむを得ないと判断したときは、近隣の緊急的な避難場所への移動又は屋内での退避を行う。
  - ・高齢者等避難→いつでも避難できるよう準備を整える。要配慮者は、避難所等の安全な場所へ移動する。
  - ・避難指示等 →原則全ての住民は避難所等へ避難する。

その場に留まることが危険であり、直ちに避難する。

- c 異状を発見した場合は、直ちに胎内市、消防等に通報する。
- d 危険を感じた場合は、近隣住民等とともに自主的に避難する。
- e 浸水等で移動避難が危険な場合は、建物の上層階等で危険を避け、必要に応じて救助を要請する。

##### (イ) 胎内市

- a 気象情報、河川水位、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその他補足情報等に関する情報等を的確に入手・把握し、早い段階から住民に注意喚起の広報を行う。
- b 胎内市長は、原則として、河川水位、降雨量等が、予め設定した基準に達したとき、又は土砂災害警戒情報等が発表されたとき、又は危険と判断したときは、避難情報（高齢者等避難、避難指示等）を発令する。

#### 「避難指示等の発令の判断基準」

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）</li><li>・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li></ul>

避難指示等 特別警報発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</li> <li>・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>・人的被害の発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始</li> <li>・避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</li> <li>・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</li> </ul>

#### 「避難指示等」の実施者

区分	実施者	根拠法令
避難 指示 等	胎内市長	災害対策基本法第60条第1項
	警察官又は海上保安官	災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官 (その場に警察官がいない場合に限る)	自衛隊法第94条
	新潟県知事	災害対策基本法第60条第5項 (当該災害の発生により市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき)
	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第25条
	知事又はその命を受けた水防管理者	水防法第22条

- c 避難情報の伝達は避難情報伝達マニュアルに従い、災害情報共有システム（ララート）の活用や関係事業者等の協力を得つつ、防災行政無線サイレン、半鐘、電子メールなど、多様な手段を併用して、一斉・迅速・確実に行う。
- 危険が急迫した状況で、通常の手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を新潟県に依頼する。また、胎内市が、全県波放送

局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。

- d 消防、警察の協力を得て、避難住民の誘導に当たり、必要に応じて新潟県に応援を要請する。
- e 避難情報を発出した場合は、直ちに避難所を開設する。避難情報発出前に住民が自主的に避難した場合は、直ちに職員を派遣し必要な支援を行う。
- f 避難情報を発令した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、直ちに新潟県に報告する。

(ウ) 新潟県

- a 気象情報、河川水位情報、土砂災害警戒情報等、土砂災害警戒情報とその他補足情報等、避難の材料となる情報を、胎内市に隨時提供し、状況判断について技術的な支援を行う。

また、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言をする。

- b 前記の情報収集・提供を行う拠点を県庁舎西回廊危機管理防災センターの整備を進め、胎内市への情報支援体制を確立する。
- c 胎内市の避難情報の発令状況を被害状況とともに集約し、消防庁応急対策室に報告するとともに、報道機関や県ホームページを通じて公表する。
- d 知事は、避難住民の輸送や救出のため、胎内市からの要請又は職権に基づき、消防の広域応援、緊急消防援助隊の派遣、自衛隊の災害派遣、第九管区海上保安本部の協力等を要請する。
- e 胎内市の避難所開設運営に関し、施設の提供、物資の提供など必要な支援を行う。
- f 北陸信越運輸局、鉄道事業者等と調整のうえ、胎内市長の応援要請に応じて避難住民及び緊急物資の運送に係る車輛等の確保に係る支援を行う。
- g 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送の要請を行う。

また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

(エ) 新潟県教育委員会

所管する県立学校の避難所としての使用に協力する。

(オ) 新潟県警察

- a 住民の避難途上の安全確保に協力する。
- b 必要に応じて、警察災害派遣隊の出動を要請し、避難住民の輸送や救出に当たる。

イ 活動の調整

胎内市災害対策本部、新潟県災害対策本部等

ウ 達成目標

浸水、土砂崩れ等の被害事象発生前に、住民の避難を完了する。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ア 情報伝達、避難行動に制約がある要配慮者は、高齢者等避難発令時等、一般の住民よりも早く、車両の走行が可能な段階で、安全な場所に避難させる。
- イ 胎内市は、予め策定した「災害時要援護者の避難支援プラン」に基づき、消防、警察、自主防災組織、民生委員、介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難・誘導に当たる。また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている要配慮者がいないか点検する。
- ウ 胎内市は、避難先で必要なケアが提供できるよう手配する。
- エ 新潟県は、避難後の要配慮者のケアについて、受け入れ施設の提供、人員の派遣等、胎内市を支援する。

(3) 積雪期の対応

- ア 屋外では音声情報が伝わり難くなるため、胎内市は、無雪期よりも確実に避難情報等を伝達するよう留意する。
- イ 足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、胎内市は、特に避難行動要支援者の避難支援について地域住民等の協力を求める。
- ウ 寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温食提供等に配慮する。

## 2 情報の流れ

(1) 避難行動

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
新潟県、防災機関等	胎内市	河川情報、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその補足情報、気象情報等
胎内市	自治会、住民等	避難準備情報等
自治会、住民等		避難行動

(2) 救助活動（被災地から）

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
自治会、住民等	消防、警察、胎内市	地域の状況、安否情報、被害情報、被災地ニーズ
胎内市	新潟県、警察	集約された被害情報、集約された被災者ニーズ
新潟県	広域応援、緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊、自衛隊等	活動範囲、業務内容

(3) 救助活動等（被災地へ）

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
新潟県	胎内市	活動範囲、部隊規模、受け入体制
胎内市	自治会（自主防災組織）、住民等	避難所の開設、運営協力要請、支援規模等の情報

自治会、住民等	その他の被災地域	支援体制
---------	----------	------

### 3 業務の体系（フロー図又は業務体系図）

地域の状況（気象警報、河川情報等）→ 危険地域からの自主避難



高齢者等避難の発令 → 住民及び新潟県、報道機関への情報伝達

避難行動要支援者の把握及び避難誘導支援



避難所の準備、開設（それ以外の住民については、避難の準備または避難行動）

避難指示等

→ 住民の安否確認、孤立者等への救助活動

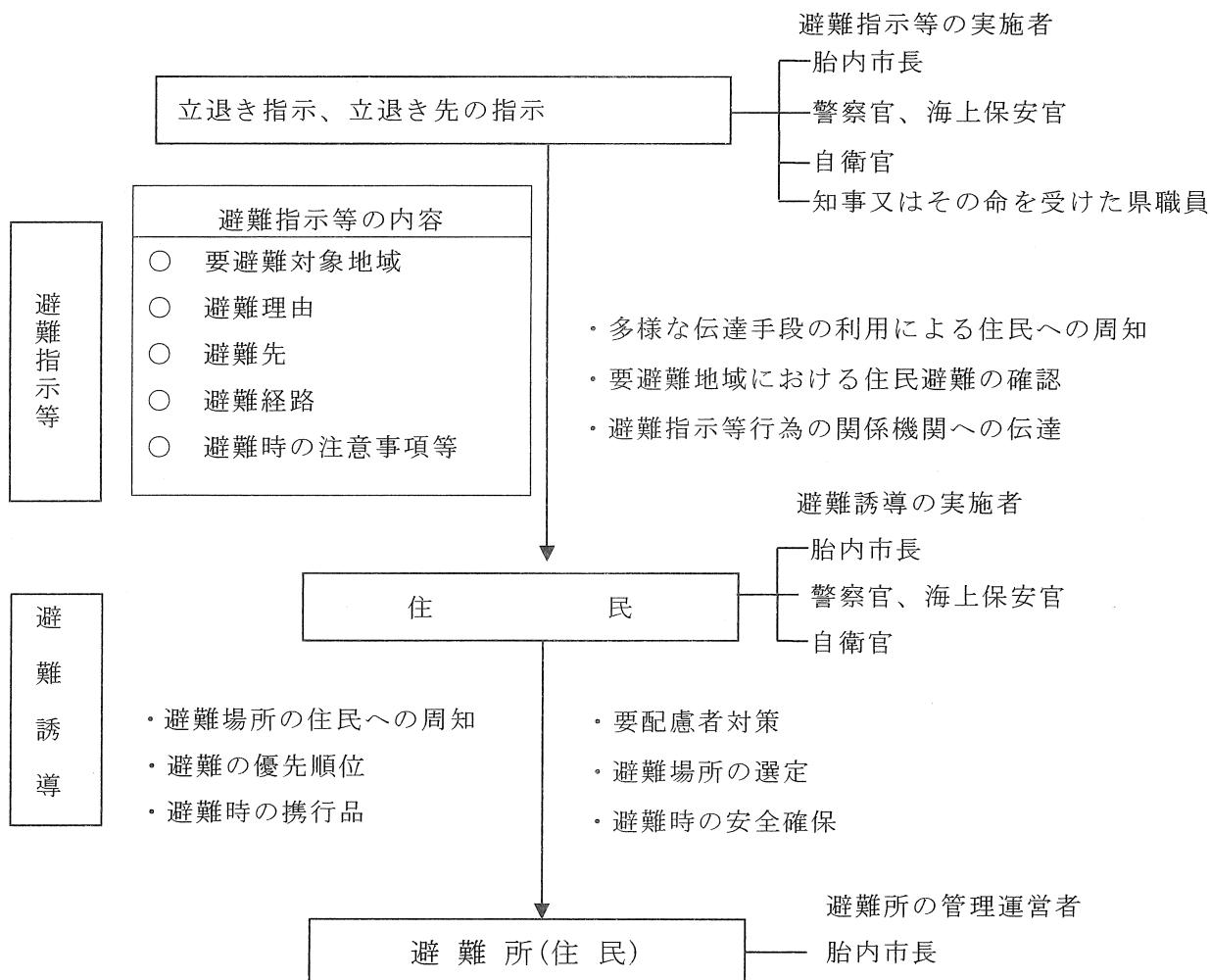


（必要に応じて警戒区域の設定）

避難

→ 避難者ニーズの取りまとめ

### 4 胎内市避難フロー



## 5 業務の内容

### (1) 高齢者等避難

実施主体	対 策
自治会（自主防災組織）、住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の状況の連絡</li> <li>・自主避難および自主防災組織等による避難行動要支援者の把握及び避難誘導、救助要請</li> </ul>
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の開設と避難状況の収集・新潟県、報道機関への情報提供と発信</li> <li>・要配慮者への対応</li> </ul>
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難状況等の全体把握及び関係機関への情報伝達</li> <li>・自衛隊、消防庁、警察本部等への連絡</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理施設の避難所開放</li> </ul>
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難状況の把握及び緊急通報への対応</li> <li>・広域応援の必要性の判断及び胎内市との情報交換</li> </ul>

(2) 避難指示等

実施主体	対 策
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民等への伝達と避難の指示</li> <li>・避難の広報、避難誘導</li> <li>・避難路の安全確保及び避難所の開設</li> <li>・報道機関、消防、警察等関係機関への連絡</li> </ul>
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難指示等の取りまとめ及び関係機関への情報伝達</li> <li>・関係機関に災害派遣等を要請</li> <li>・応急対策の実施</li> </ul>
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難指示等の地域からの避難誘導</li> <li>・交通規制の実施</li> <li>・犯罪予防</li> </ul>

(3) 避難誘導、救助

実施主体	対 策
被災者、自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主避難および自主防災組織等による避難行動要支援者の把握及び避難誘導、救助要請</li> </ul>
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の収集と避難所の開設及び避難者の概数把握</li> <li>・被害情報の提供と発信</li> <li>・自衛隊、緊急消防援助隊の派遣要求</li> </ul>
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の全体把握及び関係機関への情報伝達</li> <li>・自衛隊、緊急消防援助隊等の派遣要請</li> <li>・管理施設の避難所開放</li> </ul>
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難状況の収集及び緊急通報への対応</li> <li>・広域応援の必要性の判断及び胎内市との情報交換</li> </ul>

## 6 避難誘導

住民等の避難誘導は、民生対策部第2班及び警察署が区長及び消防団と協力して実施する。誘導に当たっては、できるだけ自治会、町内会あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行うものとする。

(1) 指定避難場所

胎内市の指定避難場所は次ページのとおりである。

胎内市指定避難所

胎内市指定避難所					
施設名	所在地	電話	FAX	管理者	電話
1 中条小学校体育館	大川町 16-56	0254-43-2042	0254-43-2670	胎内市教育長	0254-43-6111
2 中条中学校体育館	東本町 16-57	0254-43-2761	0254-43-7393	胎内市教育長	0254-43-6111
3 中央公民館	東本町 15 番 66 号	0254-43-2001	0254-43-3471	胎内市長	0254-43-6111
4 B & G 体育館	西条野添 666	0254-43-3570	0254-43-6135	胎内市長	0254-43-6111
5 産業文化会館	新和町 2-5	0254-43-6400	0254-43-5040	胎内市長	0254-43-6111
6 サンビレッジ中条	長橋下 421-1	0254-44-8055	0254-44-8044	胎内市長	0254-43-6111
7 総合体育馆	清水 9-7	0254-43-0003	0254-43-0004	胎内市長	0254-43-6111
8 胎内小学校体育館	江上 470	0254-43-2044	0254-43-7395	胎内市教育長	0254-43-6111
9 乙地区交流施設	乙 2705 番地	0254-46-2101	0254-46-2066	胎内市長	0254-43-6111
10 乙中学校体育館	大出 1773 番地の 10	0254-46-2023	0254-46-2840	胎内市教育長	0254-43-6111
11 きのと小学校体育館	山屋 120 番地	0254-46-2025	0254-46-2066	胎内市教育長	0254-43-6111
12 環境改善センター	築地北東 3269 番地	0254-45-3101	0254-45-2050	胎内市長	0254-43-6111
13 築地小学校体育館	築地 3467 番地	0254-45-2020	0254-45-5041	胎内市教育長	0254-43-6111
14 築地中学校体育館	築地 3713 番地	0254-45-2019	0254-43-5054	胎内市教育長	0254-43-6111
15 黒川地区公民館	黒川 1647-1	0254-47-3405	0254-47-2959	胎内市長	0254-43-6111
16 黒川小学校体育館	黒川 1076-1	0254-47-2405	0254-47-3123	胎内市教育長	0254-43-6111
17 黒川中学校体育館	太田野原 62-62	0254-47-2425	0254-47-3115	胎内市教育長	0254-43-6111
18 胎内レクホール	夏井 1185-2	0254-48-3321	0254-48-3323	胎内市長	0254-43-6111
19 鼓岡地区担い手センター	鼓岡 1047-1			生涯学習課	0254-43-6111
20 大長谷地区防災拠点施設	大長谷 51-1			胎内市長	0254-43-6111
21 新潟県立中条高等学校	東本町 19 番地 I	0254-43-2047	0254-43-5763	新潟県	中条高等学校
22 新潟県少年自然の家体育館	乙字大日裏	0254-46-3070	0254-46-3070	新潟県	新潟県少年自然の家
23 ほっと・HOT中条	西本町 11 番 11 号	0254-44-8680	0254-44-8641	胎内市長	健康福祉課
24 にこ楽・胎内	栗木野新田 26-1	0254-48-2626	0254-48-2626	胎内市長	健康福祉課